

資料 1 - 6

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係る Q & A (P41~52) 削除

林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち

木材関連事業者の登録促進（建築・建設関連）関係資料集

平成 30 年 9 月

目次

資料1 関係法令等	1
資料1-1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律	3
(平成28年法律第48号)	
資料1-2 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則	13
(平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)	
資料1-3 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令	21
(平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号)	
資料1-4 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針	25
(平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号)	
資料1-5 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引	33
(平成29年9月 農林水産省・経済産業省・国土交通省作成)	
資料1-6 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A	41
(平成29年11月 農林水産省・経済産業省・国土交通省作成)	
資料2 クリーンウッド法 住宅・建築建設事業者向け説明会資料	53
(平成29年9月29日国土交通省作成)	
資料2-1 クリーンウッド法の概要	55
資料2-2 住宅建設関係の事業者が木材関連事業者の登録を受ける場合	63
資料2-3 登録木材関連事業者の登録申請書および年度報告書記載例	69
(1) 木造軸組住宅を建設する工務店等の場合	70
(2) 2×4住宅を建設する事業者の場合	75
(3) 建設業者の場合	80
資料3 その他	85
資料3-1 クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による 認証制度一覧	87
資料3-2 登録実施機関一覧表	89
資料3-3 クリーンウッドナビ	91
(林野庁ホームページ内)	
資料3-4 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン	93
(平成18年2月 林野庁作成)	

資料 1

關係法令等

資料 1 - 1

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

(平成 28 年法律第 48 号)

平成二十八年法律第四十八号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針等（第三条－第五条）

第三章 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項等（第六条・第七条）

第四章 木材関連事業者の登録（第八条－第十五条）

第五章 登録実施機関（第十六条－第三十条）

第六章 雑則（第三十一条－第三十五条）

第七章 罰則（第三十六条－第四十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

2 この法律において「合法伐採木材等」とは、我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあっては、条例を含む。第六条第一項第一号において同じ。）に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

3 この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を総合的かつ計画的に推進するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針（以下この条及び第六条第二項において単に「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向
- 二 合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項
- 三 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
- 四 その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資するため、国内外の木材等の生産及び流通の状況並びに我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるとともに、第八条の木材関連事業者の登録が促進されるよう、当該登録に係る制度の周知、第十三条第一項に規定する登録木材関連事業者による取組のうちその状況が優良なものの公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

第三章 木材関連事業者の判断の基準となるべき事項等

(木材関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第六条 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項
- 三 木材関連事業者が木材等を譲り渡すときに必要な措置に関する事項

四 第一号の確認及び第二号の措置に係る記録の管理に関する事項その他主務省令で定める事項

2 前項の木材関連事業者の判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、国内外の木材等の生産及び流通の状況、我が国及び外国の森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令その他木材等の適正な流通の確保に関する法令の執行の状況、木材関連事業者の営む事業の種類その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第七条 主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため必要があると認めるときは、木材関連事業者に対し、前条第一項の木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を勘案して、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 木材関連事業者の登録

(木材関連事業者の登録)

第八条 木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、第十六条から第十八条までの規定により主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

(登録の申請)

第九条 前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、講じようとする合法伐採木材等の利用を確保するための措置の内容について主務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第十条 登録実施機関は、前条の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を木材関連事業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 登録実施機関は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知するとともに、主務省令で定める事項を公示しなければならない。

(登録の拒否)

第十一条 登録実施機関は、第九条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者が、第六条第一項の木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を踏まえ、その取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者と認められないとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるとき。

2 登録実施機関は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第十二条 第八条の木材関連事業者の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の更新について準用する。

(名称の使用等)

第十三条 第八条の木材関連事業者の登録を受けた者（以下「登録木材関連事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、当該登録に係る合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲において、登録木材関連事業者という名称を用いることができる。

2 登録木材関連事業者は、前項に定める場合を除き、登録木材関連事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

3 登録木材関連事業者以外の者は、登録木材関連事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(登録の取消し)

第十四条 登録実施機関は、登録木材関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録木材関連事業者について登録を取り消すことができる。

一 第十一条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 前条第二項の規定に違反して登録木材関連事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いたとき。

三 不正の手段により第八条の木材関連事業者の登録又はその更新を受けたとき。

2 第十一条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第十五条 登録実施機関は、前条第一項の規定による登録の取消しをしたとき又は登録の抹消の申請があったときは、当該登録木材関連事業者の登録を抹消するとともに、その旨を公示しなければならない。

第五章 登録実施機関

(登録実施機関の登録)

第十六条 第八条の主務大臣の登録（以下「登録実施機関の登録」という。）は、同条の木材関連事業者の登録の実施に関する事務（以下「登録実施事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録実施機関の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二十七条の規定により登録実施機関の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
(登録実施機関の登録の要件等)

第十八条 主務大臣は、第十六条の規定により登録実施機関の登録を申請した者（前条各号のいずれかに該当する者を除く。以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

- 一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品、手続及びサービスの認証を行う機関に関する基準に適合する者その他の登録実施事務を適正に実施することができると認められる者であること。
- 二 登録申請者が、木材関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、木材関連事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員に占める木材関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該木材関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、木材関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該木材関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

2 登録実施機関の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録実施機関の登録の年月日及び登録番号
- 二 登録実施機関の登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 三 登録実施機関の登録を受けた者が登録実施事務を行う事務所の所在地
(登録実施機関の登録の更新)

第十九条 登録実施機関の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、登録実施機関の登録の更新について準用する。

(登録実施の義務)

第二十条 登録実施機関は、登録実施事務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録実施事務を行わなければならない。

2 登録実施機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合する方法により登録実施事務を行わなければならない。

(事務所の変更の届出)

第二十一条 登録実施機関は、登録実施事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(登録実施事務規程)

第二十二条 登録実施機関は、登録実施事務に関する規程(次項において「登録実施事務規程」という。)を定め、登録実施事務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録実施事務規程には、登録実施事務の実施方法、登録実施事務に関する料金その他の主務省令で定める事項を定めておかななければならない。

(登録実施事務の休廃止)

第二十三条 登録実施機関は、登録実施事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十四条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かななければならない。

2 木材関連事業者その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十五条 主務大臣は、登録実施機関が第十八条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十六条 主務大臣は、登録実施機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、その登録実施機関に対し、登録実施事務を行うべきこと又は木材関連事業者の登録の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施機関の登録の取消し等)

第二十七条 主務大臣は、登録実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録実施機関の登録を取り消し、又は期間を定めて登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第二十一条から第二十三条まで、第二十四条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録実施機関の登録又はその更新を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第二十八条 登録実施機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録実施事務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第二十九条 主務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録実施機関の登録をしたとき。
- 二 第二十一条又は第二十三条の規定による届出があったとき。
- 三 第二十七条の規定により登録実施機関の登録を取り消し、又は登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(聴聞の方法の特例)

第三十条 第二十七条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第六章 雑則

(適切な連携)

第三十一条 国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に当たっては、合法伐採木材等への需要の転換に寄与する活動を行う事業者、民間の団体等との適切な連携を図るものとする。

(国際協力の推進)

第三十二条 国は、木材資源の相当部分を輸入に依存する我が国において合法伐採木材等の流通及び利用を促進するためには、原産国においてその法令に適合した森林の伐採が確保されることが重要であることに鑑み、外国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保その他の合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告及び立入検査)

第三十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用の確保の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、木材関連事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録実施機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、登録実施機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第三十四条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。ただし、第七条に規定する指導及び助言に関する事項並びに前条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣及び当該木材関連事業者の事業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

(省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章 罰則

第三十六条 第二十七条の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第三項の規定に違反した者

二 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十八条の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

四 第三十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十八条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十条 第二十四条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に登録木材関連事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第十三条第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(検討)

- 3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

- 4 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九十一号の次に次のように加える。

九十一の二 木材関連事業者の登録又は木材関連事業者に係る登録実施機関の登録		
(一) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第八条（木材関連事業者の登録）の木材関連事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録 件数	一件につ き一万五 千円
(二) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第八条の登録実施機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録 件数	一件につ き九万円

資料 1 - 2

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則

(平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号)

平成二十九年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第二条、第六条第一項第四号、第八条、第九条第一項第二号及び第二項並びに第十条第二項（これらの規定を同法第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十八条第一項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第二項、第二十二條第二項、第二十三条、第二十四条第二項第三号及び第四号、第二十八条並びに第三十五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第一種木材関連事業 次のイからニまでに掲げる事業をいう。

イ 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加工、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売をする事業を含む。）

ロ 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出をする事業（第三者に委託して当該加工又は輸出をする事業を含む。）

ハ 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託を受けた者（その者から当該丸太の販売の再委託を受けた者を含む。）が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売をする事業

ニ 木材等の輸入をする事業

二 第二種木材関連事業 法第二条第三項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものをいう。

（家具、紙等の物品）

第二条 法第二条第一項及び第二項の主務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

一 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの

二 木材パルプ

三 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用途工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの

四 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの

五 木質系セメント板

六 サイディングボードのうち、木材を使用したもの

七 前各号に掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

(木材等を利用する事業)

第三条 法第二条第三項の主務省令で定める事業は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。以下同じ。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第一項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）に供給する事業とする。

(木材関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第四条 法第六条第一項第四号の主務省令で定める事項は、木材関連事業者の体制の整備に関する事項とする。

(木材関連事業者の登録の申請)

第五条 法第八条の木材関連事業者の登録（法第十二条第一項の登録の更新を含む。第八条において単に「登録」という。）を受けようとする木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲を登録実施事務の対象とする登録実施機関に申請をしなければならない。

(申請書の記載事項等)

第六条 法第九条第一項第二号（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
 - 二 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
 - 三 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
 - 四 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
 - 五 前号の木材等の一年間の重量、面積、体積又は数量の見込み
 - 六 第一種木材関連事業を行う者にあつては、当該第一種木材関連事業に係る第四号の木材等の原材料（第二条第一号に掲げる物品にあつてはその部材の原材料に限り、同条第四号に掲げる物品にあつてはその基材の原材料に限る。）となっている樹木の樹種及び当該樹木が伐採された国又は地域
- 2 第一種木材関連事業を行う者は、前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該第一種木材関連事業に係る全ての部門、事務所、工場及び事業場並びに全ての木材等の種類を記載しなければならない。

(申請書の添付書類)

第七条 法第九条第二項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法に係る事項
 - 二 合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備に係る事項
- 2 法第九条第一項の申請書には、同条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人にあつては、住民票の写し
- 二 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の名簿
- 三 申請者が法第十一条第一項第二号から第四号までに該当しないことを証する書類
(登録に係る公示事項等)

第八条 法第十条第二項（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
 - 三 登録年月日及び登録番号
- 2 登録実施機関は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を、当該登録を抹消する日までの間、事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により公示しなければならない。
(木材関連事業者の登録事項の変更)

第九条 登録木材関連事業者は、法第九条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、登録実施機関に変更の登録を申請しなければならない。

- 2 登録木材関連事業者は、前項の規定による申請をしようとするときは、同項の変更があつた事項を記載した書類並びに法第九条第二項に規定する書類及び第七条第二項に規定する書類のうち当該変更を証するものを登録実施機関に提出しなければならない。
- 3 登録実施機関は、第一項の規定による申請があつたときは、法第十四条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、第一項の変更があつた事項を木材関連事業者登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。
- 4 登録実施機関は、前項の変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、第一項の規定による申請をした登録木材関連事業者に通知するとともに、公示しなければならない。
- 5 前条第二項の規定は、前項の規定による公示について準用する。

(名称の使用)

第十条 法第十三条第一項の規定により登録木材関連事業者が用いることができる名称は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

- 一 第一種木材関連事業を行う者 第一種登録木材関連事業者
 - 二 第二種木材関連事業を行う者 第二種登録木材関連事業者
- 2 前項第二号に定める名称を用いる登録木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲について誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。
(登録の抹消に係る公示事項等)

第十一条 登録実施機関は、法第十五条の規定により登録を抹消したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 登録が抹消された者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
- 三 登録を抹消した年月日
- 四 登録が抹消された者の登録番号

2 登録実施機関は、登録を抹消したときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を、当該抹消の日後一年を経過する日までの間、事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により公示しなければならない。

(登録実施機関の登録の申請)

第十二条 法第十六条の登録実施機関の登録（法第十九条第一項の登録の更新を含む。第二十一条において単に「登録」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録実施事務を行おうとする事務所の所在地
- 三 登録実施事務を開始しようとする年月日
- 四 登録実施事務の対象

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請者が、当該書類に記載された事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表している場合であって、当該事項を確認するために必要な事項を記載した書類を同項の申請書と併せて提出するときは、当該事項を記載した書類の添付を省略することができる。

- 一 個人にあっては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し
 - ロ 財産に関する調書
- 二 法人にあっては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為
 - ロ 登記事項証明書
 - ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - ニ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- 三 申請者が法第十七条各号のいずれにも該当しないことを証する書類
- 四 申請者が法第十八条第一項各号のいずれにも適合することを証する書類

(登録実施機関の登録事項等の変更)

第十三条 登録実施機関は、法第十八条第二項第二号又は前条第一項第四号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 登録実施機関は、法第二十一条又は前項の規定による届出をしようとするときは、同条又は同項の変更があった事項を記載した書類を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、法第二十一条又は第一項の規定による届出（法第十八条第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、当該変更があった事項を登録実施機関登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

4 主務大臣は、前項の変更の登録をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(登録の更新)

第十四条 法第十九条第一項の登録の更新を受けようとする登録実施機関は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の六月前までに、主務大臣に登録の更新の申請をしなければならない。

2 前項の申請があった場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録実施事務の方法に関する基準)

第十五条 法第二十条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第八条の木材関連事業者の登録（第九条第三項の変更の登録及び法第十二条第一項の登録の更新を含む。以下この条及び第二十条において単に「登録」という。）をしようとするときは、申請者が法第十一条第一項各号のいずれにも該当しないことについて、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う当該申請者への質問その他の調査により確認すること。

二 登録をしようとするときは、あらかじめ、申請者と次に掲げる事項を取り決めること。

イ 申請者は、登録を受けたときは、少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について登録実施機関に報告を行うこと。

ロ 申請者は、登録を受けたときは、当該登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じていること及び第十条の規定を遵守していることについて登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による調査に協力すること。

三 前号イの報告又は同号ロの調査の結果、登録木材関連事業者が法第十一条第一項第一号又は第十四条第一項第二号に該当すると認められるときは、当該登録木材関連事業者に対し、登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じ、又は第十条の規定を遵守すべきことを請求すること。

四 登録実施事務に関して知り得た秘密を保持すること。

(弁明の機会の付与)

第十六条 登録実施機関は、法第十四条第一項の規定による登録木材関連事業者の登録の取消しをしようとするときは、その一週間前までに、当該登録木材関連事業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与しなければならない。

(登録実施事務規程)

第十七条 法第二十二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録実施事務の対象に関する事項

二 登録実施事務を行う時間及び休日に関する事項

三 登録実施事務を行う事務所に関する事項

四 登録実施事務に関する料金の収納に関する事項

五 登録実施事務の実施方法に関する事項

六 登録実施事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

七 登録実施事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項

八 登録実施事務に関する公正の確保に関する事項

九 登録実施事務を行う組織に関する事項

十 登録実施事務を行う者の職務に関する事項

十一 その他登録実施事務に関し必要な事項

(登録実施事務の休廃止の届出)

第十八条 登録実施機関は、法第二十三条の規定による届出をしようとするときは、登録実施事務を休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 休止し、又は廃止しようとする登録実施事務を行う事務所の所在地

三 休止し、又は廃止しようとする登録実施事務の対象

四 休止し、又は廃止しようとする年月日

五 休止しようとする場合には、その期間

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第十九条 法第二十四条第二項第三号の主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十四条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録実施機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿)

第二十条 法第二十八条の帳簿は、登録実施事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、登録実施事務を廃止するまで保存しなければならない。

2 法第二十八条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第九条第一項各号に掲げる事項

二 登録の申請を受けた年月日

三 登録又は登録の拒否の別

四 登録の拒否をした場合には、その理由

五 登録をした場合には、登録年月日及び登録番号

六 その他登録実施事務の実施に関し必要な事項

3 登録実施機関は、登録又は登録の拒否をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

(登録実施機関の公示)

第二十一条 主務大臣は、登録をしたときには、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 法第十八条第二項各号に掲げる事項

二 登録実施機関の登録実施事務の対象

(身分証明書の様式)

第二十二條 法第三十三條第一項及び第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記様式によるものとする。

附 則

この省令は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の施行の日（平成二十九年五月二十日）から施行する。

資料 1 - 3

木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する
判断の基準となるべき事項を定める省令

(平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 2 号)

農林水産省
○経済産業省令第二号
国土交通省

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第六条第一項の規定に基づき、木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

平成二十九年五月二十三日

農林水産大臣 山本 有二

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法

農林水産省

」という。）及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年経済産業省
国土交通省

令第一号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（確認に関する事項）

第二条 木材関連事業者は、取り扱う木材等の原材料（規則第二条第一号に掲げる物品にあつてはその部材の原材料に限り、同条第四号に掲げる物品にあつてはその基材の原材料に限る。以下同じ。）となつてい
る樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認（以下「合法性の確認」という。）を
、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うこととする。

一 第一種木材関連事業のうち、規則第一条第一号イ、ハ又はニに掲げるもの 樹木の所有者又は我が国
に木材等を輸出する者に対し、次に掲げる書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出させ、法第四
条第二項の情報（以下「法令等情報」という。）、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との
取引の実績その他必要な情報を踏まえ、これらの書類の内容を確認すること。

イ 樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等

についての次に掲げる事項を記載した書類

- (1) 種類及び原材料となっている樹木の樹種
- (2) 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
- (3) 重量、面積、体積又は数量
- (4) 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所

ロ イの丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

二 第一種木材関連事業のうち、規則第一条第一号ロに掲げるもの 法令等情報その他必要な情報を踏まえ、次に掲げる書類の内容を確認すること。

イ 自ら所有する樹木を材料とする丸太についての前号イ(1)から(3)までに掲げる事項を記載した書類

ロ イの樹木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

三 第二種木材関連事業 第四条の規定により提供を受けた書類その他これに類する書類の内容を確認すること。

(追加的に実施することが必要な措置に関する事項)

第三条 第一種木材関連事業を行う者は、当該第一種木材関連事業において取り扱う木材等について、前条第一号又は第二号の規定による確認では合法性の確認ができない場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を実施することとする。

一 合法性の確認ができない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であつて、前条第一号ロ又は第二号ロに掲げる書類以外のものを収集し、法令等情報その他必要な情報を踏まえ、当該情報の内容を確認すること。

二 合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと。

(木材等を譲り渡すときに必要な措置に関する事項)

第四条 木材関連事業者は、木材等を譲り渡す場合(消費者に譲り渡す場合を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書類を、当該木材等を譲り受け、又は当該木材等の販売の委託を受ける者に提供することとする。

一 第一種木材関連事業を行う者にあつては、第二条第一号若しくは第二号又は前条第一号の規定による

確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨

一 第二種木材関連事業を行う者にあつては、第二条第三号の規定による確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨

二 法第八条の木材関連事業者の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨

(記録の保存に関する事項)

第五条 木材関連事業者は、第二条各号又は第三条第一号の規定による確認に係る記録について、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及び記録を五年間保存することとする。

一 第一種木材関連事業のうち、規則第一条第一号イ、ハ又はニに掲げるもの 第二条第一号ロに掲げる書類並びに同号及び第三条第一号の規定による確認に関する記録

二 第一種木材関連事業のうち、規則第一条第一号ロに掲げるもの 第二条第二号ロに掲げる書類並びに同号及び第三条第一号の規定による確認に関する記録

三 第二種木材関連事業 第二条第三号の規定による確認に関する記録及び第四条の規定により提供を受

けた書類

(体制の整備)

第六条 木材関連事業者は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うこととする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

資料 1－4

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針

(平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第 1 号)

農林水産省
○経済産業省告示第一号
国土交通省

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）第三条第一項の規定に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針を定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十九年五月二十三日

農林水産大臣 山本 有二

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針

我が国又は外国における違法な森林の伐採（以下「違法伐採」という。）及び違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあることから、我が国ではこれまで各

般の違法伐採に対する取組を進めてきたところである。

平成十七年七月に英国で開催されたG8グリーンイギリス・サミットでは、違法伐採に対する取組について、木材生産国及び消費国双方の行動が必要であるとされた。これを受けて、平成十八年に、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）に基づき環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成十三年三月九日環境省告示第十一号。以下「グリーン購入法基本方針」という。）を改定するとともに、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性を適切に証明できるよう、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成することにより、持続可能性が配慮され、及び合法性が証明された木材・木材製品を政府調達の対象としたところである。

今後、政府調達の対象物品を取り扱う事業者だけでなく、木材関連事業者（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する木材関連事業者をいう。以下同じ。）が、合法伐採木材等（法第二条第二項に規定する合法伐採木材等をいう。以下同じ。）の利用を確保していくことにより、我が国の違法伐採に対する取組が自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するものとなるようにしていくことが必要である。

このため、合法伐採木材等の流通及び利用を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として、以下のとおり必要な事項を定める。

一 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の基本的方向

合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るため、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材等（法第二条第一項に規定する木材等をいう。以下同じ。）の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあつては、条例を含む。以下同じ。）に適合して伐採されたことの確認（以下「合法性の確認」という。）その他の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるよう努める。

国は、合法性の確認に必要な情報提供等の体制整備を進め、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる多数の木材関連事業者について登録実施機関（法第八条に規定する登録実施機関をいう。以下同じ。）が行う登録が促進されるよう、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する意義について国民の理解を深めるよう努める。

二 合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置に関する事項

1 合法伐採木材等の利用を確保するための措置の対象となる木材等

合法伐採木材等の利用を確保するための措置の対象となる木材等は、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下同じ。）及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品とされている。

木材には、次に掲げるものが該当する。

- (1) 丸太
- (2) ひき板及び角材
- (3) 単板及び突き板
- (4) 合板、単板積層材及び集成材
- (5) 木質ペレット、チップ及び小片

なお、法の対象とする家具、紙等の物品については、グリーン購入法基本方針の特定調達品目（ガイドラインに基づく取組が調達の要件となっているものに限る。）を踏まえ、当該品目のサプライチェーンの実態、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況等を勘案し、合法伐採木材等の流通

農林水産省

及び利用の促進に関する法律施行規則（平成二十九年経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第
国土交通省

二条第一項に規定しているとおりである。

法の対象とする木材等の範囲については、今後、法の施行の状況等を踏まえて見直すこととする。

2 木材関連事業者の範囲

木材関連事業者は、第一種木材関連事業（規則第一条第一号に規定する第一種木材関連事業をいう。以下同じ。）を行う者と第二種木材関連事業（規則第一条第二号に規定する第二種木材関連事業をいう。以下同じ。）を行う者に区分される。また、同一の木材関連事業者であっても、部門や業務により第一種木材関連事業を行う部門又は業務と第二種木材関連事業を行う部門又は業務に分かれる場合もある。この場合、それぞれの部門又は業務ごとに、第一種木材関連事業を行う者又は第二種木材関連事業を行う者として、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を実施することとなる。

なお、樹木の所有者及び樹木を伐採する事業者は木材関連事業者ではないが、合法性の確認に必要な情報を有している者であることから、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するために不可欠な者であ

る。これらの者も、これまで、ガイドラインに基づく取組を進めてきたところであり、木材関連事業者は、当該取組も活用し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に必要な情報の収集を行うことが必要である。

3 木材関連事業者が行う合法性の確認

合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われることとなるため、合法伐採木材等の流通及び利用を促進する観点から、第一種木材関連事業における合法性の確認が特に重要となる。一方で、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等を再確認することとなる。よって、両者における合法性の確認の方法は異なる。

また、合法性の確認が木材関連事業者の過大な負担とならないよう、合法性の確認の信頼性及び簡明性を担保し、合法伐採木材等を適切なコストで容易に入手できる供給体制を整えていくことが重要である。

なお、合法性の確認の信頼性及び簡明性の担保の一環として、木材関連事業者は、ガイドラインに基づく「森林認証制度及びCOC認証制度を活用した証明方法」、「森林・林業・木材産業関係団体の認

定を得て事業者が行う証明方法」及び「個別企業等の独自の取組による証明方法」並びに都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

第一種木材関連事業における合法性の確認は、以下の手順により実施することとする。

(1) 取り扱う木材等の原材料となっている樹木の樹種、伐採された国又は地域等の事項を記載した書類及び当該樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類の内容について、法第四条第二項の情報（以下「法令等情報」という。）等を踏まえ、確認を行うこと。

(2) (1)により、取り扱う木材等について合法性の確認ができれば、当該木材等を合法伐採木材等として取り扱い、合法性の確認ができなければ、次のいずれかの措置を実施すること。

イ 合法性の確認ができない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る追加情報を収集し、法令等情報等を踏まえ、当該情報の内容を確認すること。

ロ 合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと。

木材関連事業者は、取り扱う木材等の合法性の確認ができた場合は、その旨を記載し、又は記録した書類を、当該木材等を譲り受ける者等に提供する。第二種木材関連事業における合法性の確認は、当該

書類等の内容の確認により行うこととする。

4 国が行う合法伐採木材等の流通及び利用の促進のための措置

国は、木材関連事業者が行う合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施を促進するため、次に掲げる措置を実施する。

(1) 木材関連事業者の登録の促進

国は、登録実施機関を登録し、登録実施機関に対して命令その他の必要な措置を行う。また、木材関連事業者の登録実施機関への登録が促進されるよう、登録制度の周知、登録木材関連事業者（法第十三条に規定する登録木材関連事業者をいう。以下同じ。）による取組のうちその状況が優良なものの情報の収集及び公表を行うとともに、木材関連事業者のほか消費者まで幅広く情報の提供及び普及を行う。

また、我が国の木材等の流通において合法性の確認を最初に行う第一種木材関連事業を行う者が登録を受け、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずることが重要であることと鑑み、国及び関係団体において第一種木材関連事業を行う者の登録を促す取組を重点的に行う。

第一種木材関連事業を行う者が登録を受ける場合は、第一種木材関連事業に係る全ての事業部門、事務所、工場及び事業場並びに木材等の種類について、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることとする。

また、国内外の木材等のサプライチェーンの複雑さを考慮すると、可能な限り多くの木材関連事業者が登録を受けることが望ましい。このため、木材等の購入先が多岐にわたる場合が多い第二種木材関連事業を行う者が登録を受ける場合は、第二種木材関連事業に係る部門、事務所、工場若しくは事業場又は木材等の種類ごとに合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることを認めることにより、登録を促す。

登録実施機関は、国の定めるところにより、登録木材関連事業者から、少なくとも毎年一回報告を徴取するとともに、登録木材関連事業者が登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じていること等について、確認の必要があると登録実施機関が認める場合には、質問その他の方法により調査を行うことを、登録木材関連事業者と取り決めることとする。また、登録実施機関は、当該報告又は当該調査の結果、必要があると認められるときは、登

録木材関連事業者に必要な措置を請求し、当該措置を請求してもなお登録木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者と認められない場合は、登録の取消しができる。

(2) 情報の提供等

国は、木材関連事業者が行う合法性の確認に必要な法令等情報を幅広く収集し、インターネット等の媒体を通じて提供する。法令等情報の収集及び提供を継続的に行うことにより、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用を確保するための措置の深化及び効率化を図り、合法伐採木材等の量を増やしていく。

また、国は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため必要があると認めるときは、木材関連事業者に対し、必要な指導及び助言を行い、法の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査を行う。

三 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

合法伐採木材等の流通及び利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、自然環境の保全、公

衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮され、もって地域及び地球の環境の保全に資するという意義を有する。

これらの意義について、国は、木材関連事業者、関係団体等との連携協力の下、広く国民への普及及び啓発を図る。具体的には、セミナーの実施、パンフレットの配布、インターネット等の媒体を通じた情報の提供等を通じて、教育活動や広報活動等に取り組む。

四 その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する重要事項

1 適切な連携

国は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に当たっては、木材関連事業者や合法伐採木材等への需要の転換に寄与する活動を行う事業者、民間の団体、消費者等の幅広い関係者を集め、合法伐採木材等の利用促進に向けた普及啓発、合法伐採木材等の需給状況の把握、違法伐採の問題に関する意見交換等に取り組む。

また、国は、国際熱帯木材機関を始めとする国際機関と連携して、木材生産国における森林に関連する法令の執行能力の向上に貢献するとともに、主要な木材生産国との間で、違法伐採の問題に関する情

報交換及び意見交換を行う等、原産国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保及び国際協力を進める。併せて、民間レベルにおいても、国内の関係団体と海外の関係団体との間において、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する情報交換を推進する。

2 基本方針の見直し

国は、法の施行後五年を目途として、法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本基本方針についても、その結果に基づき必要な場合に見直しを行う。

資料 1－5

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引

(平成 29 年 9 月 農林水産省・経済産業省・国土交通省作成)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引 (平成 29 年 9 月 15 日版)

1 本法の目的

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「本法」という。）は、我が国又は外国における違法な森林の伐採及び違法伐採に係る木材の流通が地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるものであることに鑑み、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的としています。

このように、本法は、違法伐採木材の流通を取り締まるのではなく、木材関連事業者に対して、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認（以下「合法性の確認」という。）その他の措置の実施を促すことにより、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するものです。

2 本法の施行により求められること

これまで、我が国では、違法伐採対策として、国等による環境物品等の調達への推進に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 13 年 3 月 9 日環境省告示第 11 号）を改定するとともに、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を作成することにより、政府調達の対象となる木材・木材製品について、合法性の証明を求めてきました。

本法の施行により、政府調達のみならず、民間需要においても、全ての事業者に、合法伐採木材等を利用するよう努めることが求められることとなります。

特に、木材関連事業者には、本法に基づく登録の有無にかかわらず、本法の対象とする木材等について、合法性の確認その他の措置を講ずるよう努めることが求められることとなります。

3 本法の対象とする木材等

本法の対象とする木材等は、「木材」及び「木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（以下「家具、紙等の物品」という。）」です。

具体的には、「木材」には、「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材」及び「木質ペレット、チップ状又は小片状の木材」が該当します。

また、「家具、紙等の物品」には、

- ・椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの

- ・木材パルプ
- ・コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの
- ・フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
- ・木質系セメント板
- ・サイディングボードのうち、木材を使用したもの
- ・上記の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

が該当します。

なお、上記の「木材」及び「家具、紙等の物品」以外のものは、本法の対象とする木材等には含まれません。ただし、本法の対象とする木材等の範囲については、今後、本法の施行の状況等を踏まえて見直すこととしています。

また、本法の施行前に伐採された樹木を原材料とする木材等については、本法の規定は適用されません。

(1) 「木材」の詳細

「木材」に該当する「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材」及び「木質ペレット、チップ及び小片」の詳細は、以下のとおりです。

「ひき板及び角材」には、縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものが該当します。

「単板及び突き板」には、合板用単板、これに類する積層材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のものが該当します。

「合板、単板積層材及び集成材」には、合板やこれに類する積層材として、単板積層材、集成材、CLTなどが該当します。

「木質ペレット、チップ及び小片」には、チップ状又は小片状の木材及び木毛、木粉又は小片をペレット状に凝結させたものが該当します。

(2) 「家具、紙等の物品」の詳細

「家具、紙等の物品」については、少しでも木材又は木材パルプを使用しているものが対象となりますが、「椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーテーション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレーム」については「部材に主として木材を使用したもの」と規定しており、原則として、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものが対象となります。「部材」とは、机であれば、天板や脚などの家具を構成する部材を指しており、ダボなどの部品は含まれません（なお、家具の解釈等に関する詳細については別途公表するガイドラインを御確認ください。）。

また、フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」が対象とな

ります。「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のものを指します。

「上記の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもの」とは、例えば、椅子の座面、机の天板、棚の棚板などの部材や、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用紙等の材料となるロール紙などが該当します。

(3) 一度使用されたもの等

本法では、「木材」について、「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く」こととしており、また、「家具、紙等の物品」について、「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く」こととしています。

このため、建築廃材、リサイクル家具、古紙などの一度使用されたもの及びこれらを材料とする木材は、本法の対象とする木材等には含まれません。また、製材工場で発生した端材やのこくず、林地残材などで、使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とする木材も、本法の対象とする木材等には含まれません。

4 木材関連事業者

本法において木材関連事業者とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業及び木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業を行う者をいいます。

また、木材関連事業者が行う事業は、いわゆる最上流に位置し、国内で最初に木材等の譲り受け等を行う第一種木材関連事業と、それ以外の第二種木材関連事業に区分されます。

第一種木材関連事業には、以下の事業が該当します。

- ・ 樹木の所有者から丸太を譲り受け、加工、輸出又は販売をする事業
（例）素材生産業者から丸太を買い取り、製材をする事業
- ・ 樹木の所有者が丸太の加工又は輸出をする事業
（例）自社林を自ら伐採し、合板を製造する事業
- ・ 樹木の所有者から丸太の販売の委託を受け、市場において販売をする事業
（例）市場会社や浜問屋が市場において丸太の販売をする事業
- ・ 木材等の輸入をする事業

第二種木材関連事業には、木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものが該当します。

- （例）第一種木材関連事業から譲り受けた木材等の加工、輸出又は販売をする事業
木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業

5 合法性の確認等

(1) 第一種木材関連事業における合法性の確認

第一種木材関連事業における合法性の確認は、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対し、(2)の①及び②の書類を提出させ、これらの書類の内容について、国が提供する情報等を踏まえて確認することにより行います。

(2) 第一種木材関連事業を行う者が収集する書類

第一種木材関連事業を行う者が収集する書類は、次の①及び②です。

- ① 次に掲げる事項が記載された書類（納品書、通関書類など）
 - ・種類及び原材料となっている樹木の樹種
 - ・原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
 - ・重量、面積、体積又は数量
 - ・原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所（樹木の所有者にあっては記載不要。）
- ② 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

(3) 第二種木材関連事業における合法性の確認

第二種木材関連事業における合法性の確認は、(5)により提供を受けた書類その他これに類する書類の内容を確認することにより行います。

なお、取り扱う木材等の原材料となっている樹木の樹種や伐採された国又は地域まで把握する必要はありません。

(4) 第一種木材関連事業において追加的に実施することが必要な措置

第一種木材関連事業を行う者は、取り扱う木材等について、(1)の確認では合法性が確認できない場合には、次の①又は②の措置を実施することとします。

- ① 原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、(1)で収集した書類以外のものを収集し、国が提供する情報等を踏まえ、当該情報の内容を確認すること。
(例) 購入先に対して、流通経路の提示を求めることなどによって、樹木が法令に適合して伐採されたことを確認すること。
- ② 合法性の確認ができない木材等を取り扱わないこと。

(5) 木材等を譲り渡すときに必要な措置

木材関連事業者は、木材等を譲り渡す場合（消費者に譲り渡す場合を除く。）には、次の事項を記載した書類（納品書など）を、木材等を譲り受ける者等に提供することとします。

- ① (1)、(3)又は(4)の確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨

② 本法の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨

なお、(3)又は(4)の確認では合法性が確認できない木材等については、当該木材等を譲り渡す場合に、合法性の確認ができた旨を記載した書類を譲り渡すことはできません。

また、上記の書類以外のもの(仕入れ先等の情報など)を提供する必要はありません。

6 記録の保存

第一種木材関連事業者は、5の(2)の②の書類並びに5の(1)及び(4)の確認に関する記録を5年間保存することとします。

第二種木材関連事業者は、5の(3)の確認に関する記録及び5の(5)により提供を受けた書類を5年間保存することとします。

7 必要な体制の整備

木材関連事業者は、次の①、②その他の必要な体制の整備を行うこととします。

① 合法伐採木材等の分別管理

土場、貯木地、倉庫等での保管や、出荷、加工等において、合法性が確認できた木材等と合法性が確認できない木材等とを分別して管理すること。

② 責任者の設置

合法性の確認その他の措置を実施するために必要な責任者の設置を行うこと。

8 木材関連事業者の登録

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、国に登録された登録実施機関に対して申請を行い、登録を受けることができます。登録された場合には、登録された事業者の氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者名、登録された事業内容、部門、木材等の種類等が公表されます。

また、登録をしようとするときは、あらかじめ、申請者は少なくとも毎年1回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について登録実施機関に報告を行うことや、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じていること等について登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による確認に協力すること等の取り決めを行うこととなっています。

(1) 第一種木材関連事業を行う者の登録

国内で流通する木材等について、合法性の確認を最初に行うこととなる第一種木材関連事業を行う者は、合法伐採木材等の利用を確保するために非常に重要な役割を負うため、第一種木材関連事業に係る全ての事業部門(事務所、工場、事業場である場合を含む。)と木材等の種類について、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずることにより登録を行うこととします。

(2) 第二種木材関連事業を行う者の登録

国内外の木材等のサプライチェーンの複雑さを考慮し、木材等の購入先が多岐にわたる場合が多い第二種木材関連事業を行う者は、第二種木材関連事業に係る事業部門（事務所、工場、事業所である場合も含む。）や木材等の種類を限定して登録を行うこともできます。

(3) 名称の使用

登録を受けた第一種木材関連事業を行う者は「第一種登録木材関連事業者」という名称を、登録を受けた第二種木材関連事業を行う者は、「第二種登録木材関連事業者」という名称を用いることができます。これらの名称を用いる場合には、登録された事業の範囲について誤解を招く恐れがないように適切な名称の使用が必要となります。登録を行っていないにもかかわらずこれらの名称を用いた場合や、登録を行っていても適切な名称の使用ができていない場合には、罰則や登録の取り消しの対象となります。

(4) 登録の取消

登録実施機関は、

- ① 登録木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保する措置を適切かつ確実に行えていない
- ② 「登録木材関連事業者」という名称を本法の規定に反して使用した
- ③ 不正の手段により木材関連事業者の登録又はその更新を受けた

と判断した場合には、登録の取消を行うことができます。ただし、登録実施機関が登録の取消を行おうとするときは、その1週間前までに当該登録木材関連事業者にその旨を通知し、弁明の機会を設けることとなります。

9 登録実施機関

登録実施機関とは、木材関連事業者の登録の実施に関する事務（以下「登録実施事務」という。）を行う者を指します。登録実施機関になろうとする者は国に申請を行い、国は本法に定められている要件を満たすことを審査し、当該機関を登録します。

(1) 登録実施事務の位置づけ

登録実施機関が行う登録実施事務は、登録を申請した事業者が、合法伐採木材等の利用を確保する措置を適切かつ確実にできるかどうかについて、書類により確認を行い、必要があれば質問その他の方法による確認を経て、登録の可否を判断するものです¹。

¹登録木材関連事業者が取り扱った合法伐採木材等に関して、結果的に違法伐採による木材等であることが判明した場合、合法性の確認は登録木材関連事業者が自らの責任の下で行うものであるため、登録実施機関がその責任を負うものではありません。

(2) 登録実施機関の要件

本法において、登録実施機関に関する要件は、以下のとおりです。

- ① 本法又は本法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終了した又は執行後2年を経過していること。
- ② 登録実施機関の登録取り消し後2年を経過していること。
- ③ 国際標準化機構等が定めた「製品、手続き及びサービスの認証」を行う機関に関する基準に適合すること、その他登録実施事務を適正に実施することができることと認められること。
- ④ 木材関連事業者に支配されていないこととして、以下のいずれかに該当しないこと。
 - ・ 株式会社であれば、木材関連事業者がその親法人であること。
 - ・ 申請者の役員に占める木材関連事業者の役員又は職員（過去2年間を含む。）の割合が2分の1を超えていること。
 - ・ 申請者が木材関連事業者の役員又は職員（過去2年間を含む。）であること。

資料 2

クリーンウッド法 住宅・建築建設事業者向け説明会資料

(平成 29 年 9 月 国土交通省作成)

資料 2 - 1

クリーンウッド法の概要

クリーンウッド法の概要



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法) 国土交通省

定義

- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
- ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]

国

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

主務大臣

- ・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
- ・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
- ・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

- ◎国の責務[4条]
 - ・必要な資金の確保
 - ・情報の収集及び提供
 - ・登録制度の周知
 - ・事業者及び国民の理解を深める措置等
- ◎適切な連携[31条]
- ◎国際協力の推進[32条]

事業者

◎事業者の責務→木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、**木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業**その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

登録木材関連事業者

- ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる**木材関連事業者**は、登録により「**登録木材関連事業者**」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。
※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5章]

※ 施行日：平成29年5月20日

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

そのために

- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は**木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)**は**国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等**(DD(デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を**適切かつ確実に**行う者は**登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用**できる(第13条)

国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

法に基づき木材関連事業者が取り組む主な内容

木材関連事業者が取り組むべき措置

取り扱う木材等の合法性の確認等を行い、合法伐採木材等を利用するよう努める

確認の対象となる木材等

グリーン購入法の対象物品をベースに対応可能な品目を加えて制度運用を開始

確認のしかた

川上の木材関連事業者(輸入業者、丸太搬入業者等)【**第一種木材関連事業**】
⇒樹種・伐採地、証明書等の情報及び国が提供する情報に基づき合法性を確認

川下の木材関連事業者(製紙業者、家具業者、流通業者、**建築業者等**)【**第二種木材関連事業**】
⇒購入先が発行する**合法性を証明する書類**に基づき合法性を確認

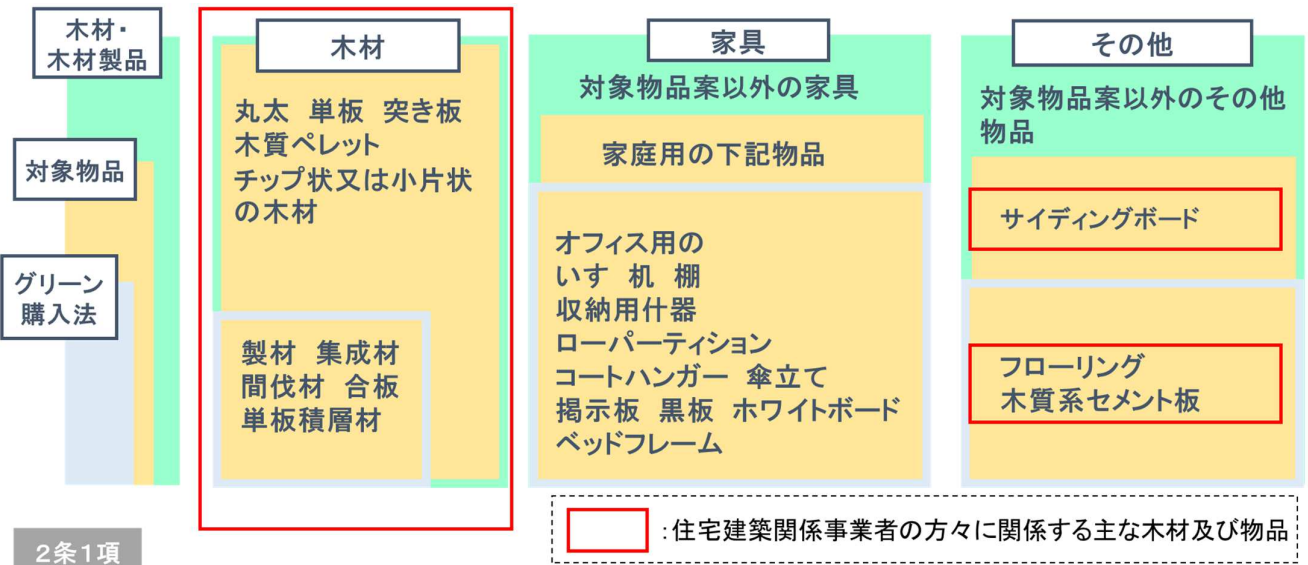
登録のしかた

川上の事業⇒事業全体を登録

川下の事業⇒部門、事業所、工場又は事業場・部材群・製品群等ごとに登録が可能

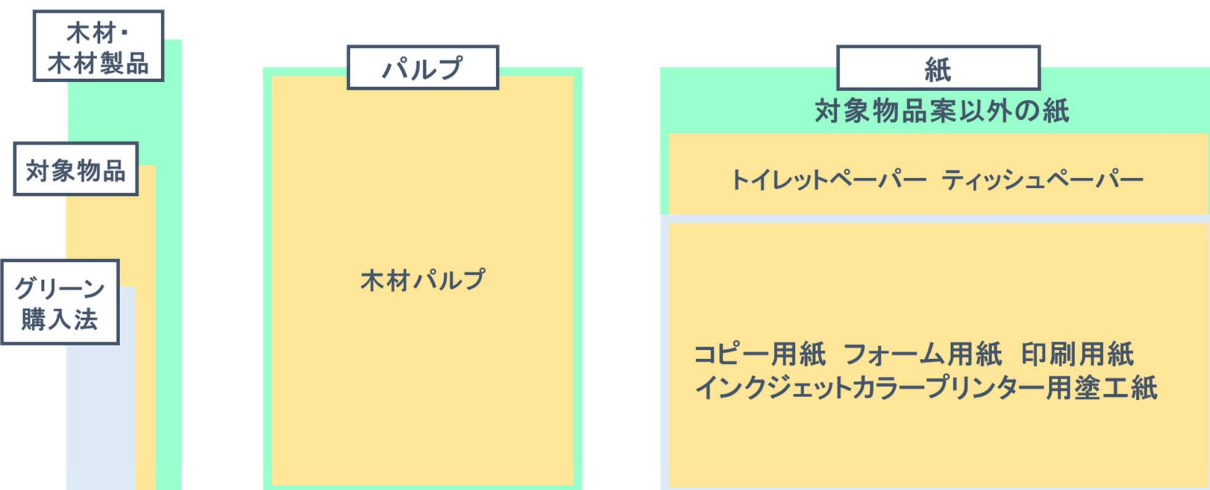
合法伐採木材等の流通利用の促進

法の対象となる木材及び物品【2条1項関係】



この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

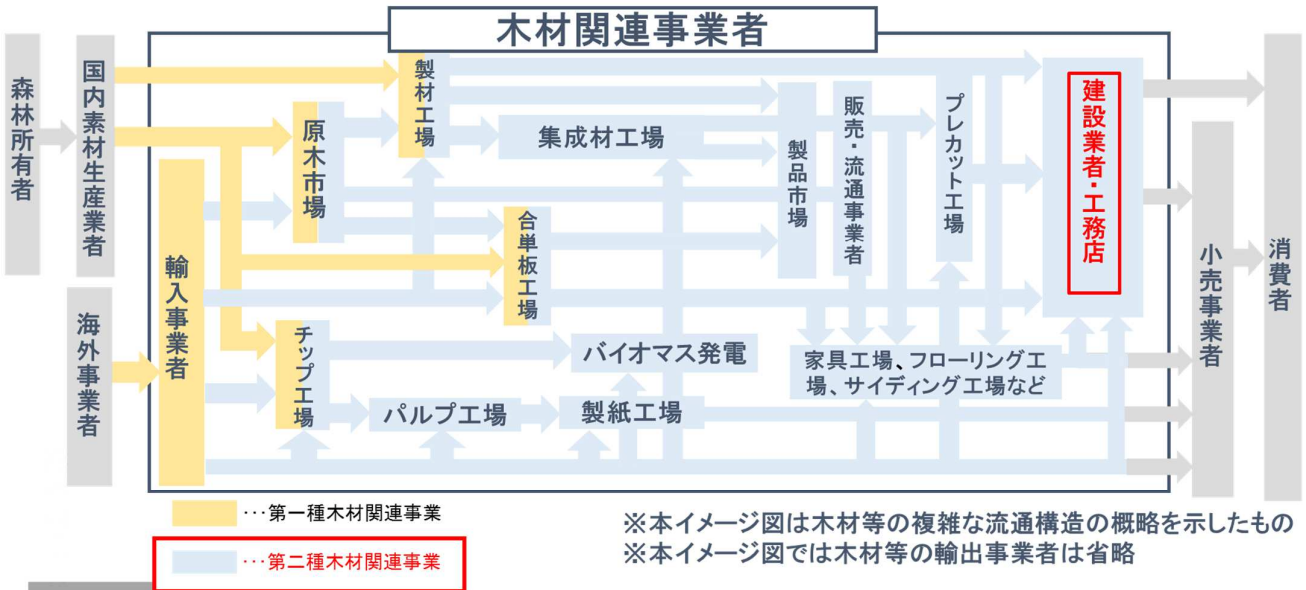
法の対象となる木材及び物品【2条1項関係】



2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】

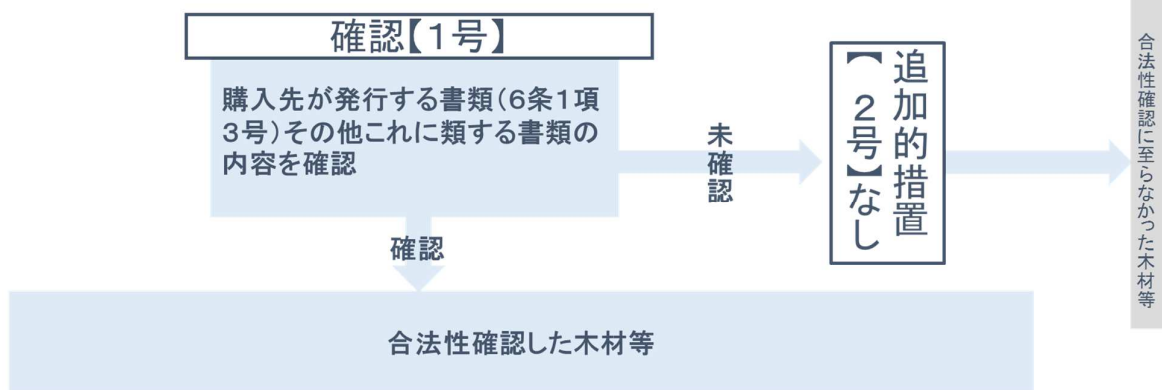


※本イメージ図は木材等の複雑な流通構造の概略を示したもの
 ※本イメージ図では木材等の輸出事業者は省略

2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

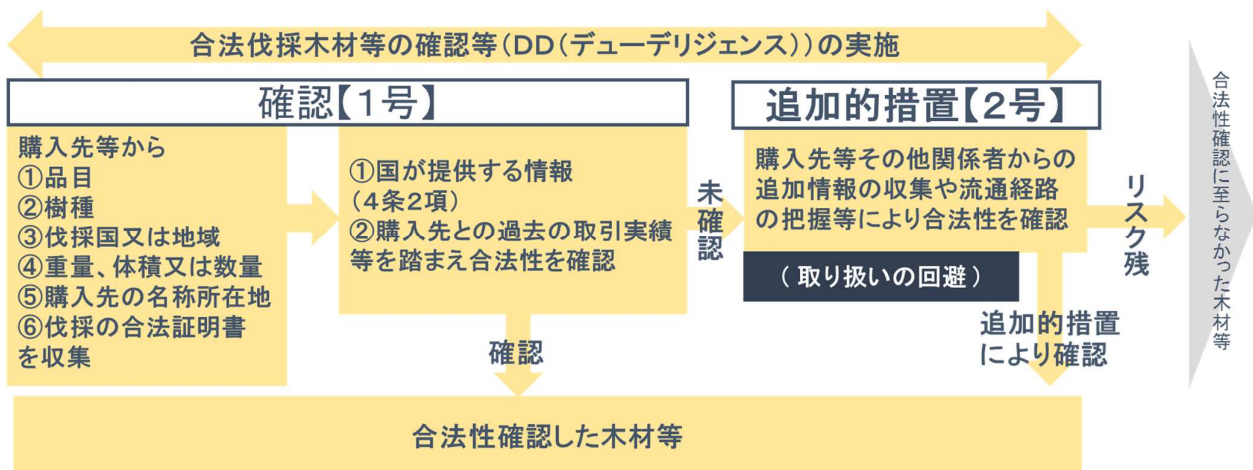
合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】



6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項



6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

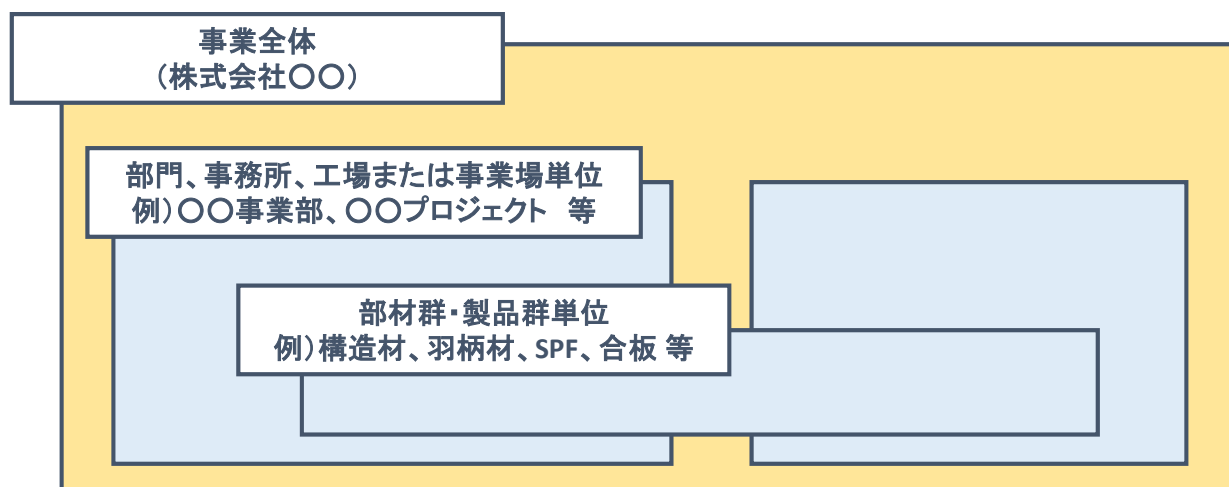
- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

登録する事業の範囲【9条1項関係】

○ 第二種木材関連事業者は、登録に係る事業の範囲を、措置を講ずる

- ①部門、事務所、工場または事業所
- ②木材や物品の種類

により限定して、登録実施事務の対象とする登録実施機関に登録の申請をすることが可能です。



9条1項

…第一種木材関連事業

…第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

- 登録木材関連事業者は、以下の事項に該当するときは、登録実施機関により登録を取り消されることがあります。
- 登録実施機関により登録を取り消されたとき、または、登録木材関連事業者により登録実施機関に対して登録の取消しの申請がなされたときは、登録が抹消されるとともに、その旨公示されます。

登録取消事由

- ① 法第6条第1項を踏まえ、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる者と認められないとき。
- ② 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者であるとき。
- ③ 申請者が登録木材関連事業者の登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない者であるとき。
- ④ 申請者が法人である場合において、その役員のうち②・③のいずれかに該当する者があるとき。
- ⑤ 登録の範囲を逸脱して登録木材関連事業者という名称またはこれに紛らわしい名称を用いたとき。
- ⑥ 不正の手段により木材関連事業者の登録またはその更新を受けたとき。



登録を取り消された場合、登録の抹消及びその旨の公示
(公示は、登録実施機関の事務所における公衆の閲覧及びインターネットによる情報提供等による)

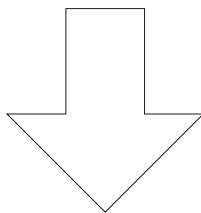
国による木材関連事業者への報告徴収及び立入検査(第33条第1項)

国は、この法律の施行に必要な限度において、木材関連事業者(※1)に対して、

- ① 合法伐採木材等の利用の確保の状況に関し報告(※2)を求められます。
- ② 事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査することができます。

(※1)①及び②は、登録の有無に関わらず、全木材関連事業者に適用されます。

(※2)登録木材関連事業者が、登録実施機関に対して行う、少なくとも毎年1回の年度実績報告とは異なります。



**①の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、
又は
②の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者**

罰則(第38条、第39条)

二十万円以下の罰金

(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する)

資料 2 - 2

住宅建設関係の事業者が木材関連事業者の登録を受ける場合

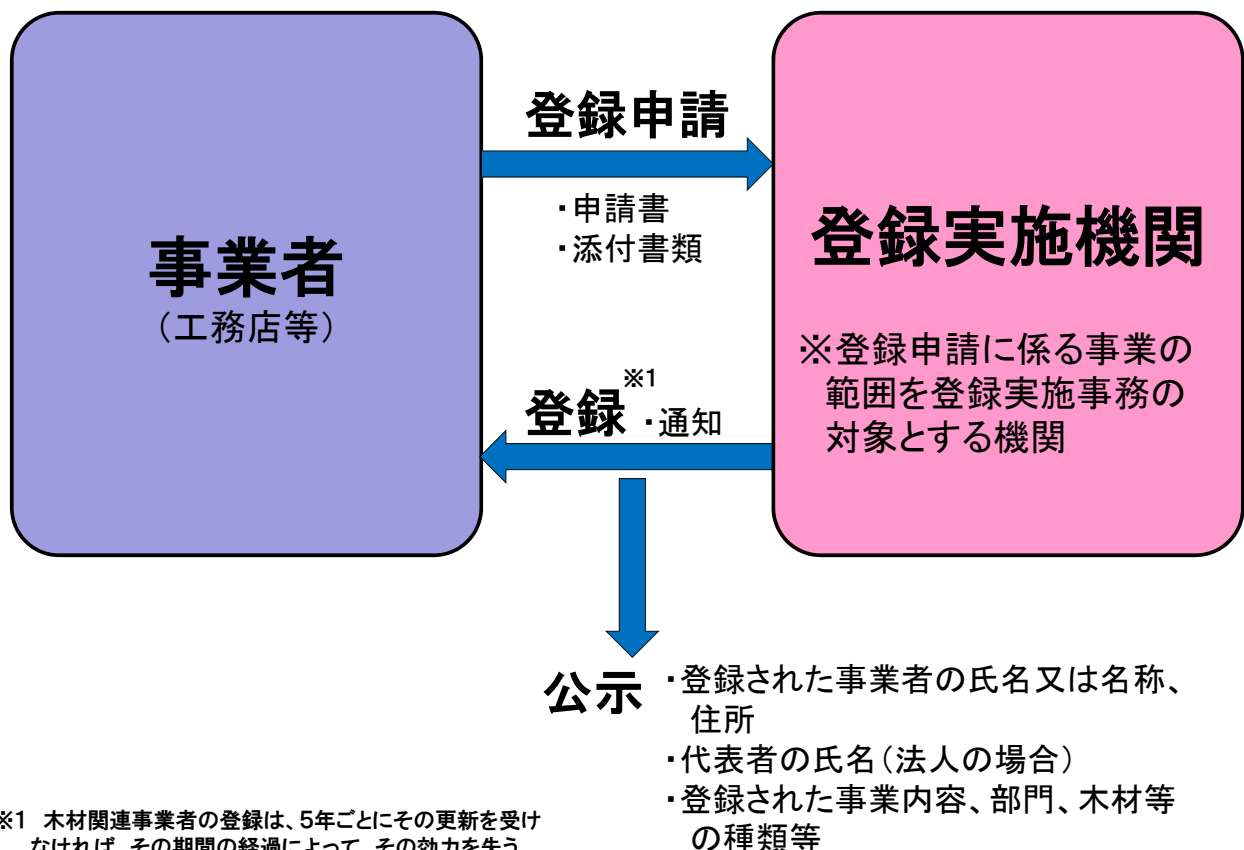
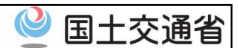
住宅建設関係の事業者が木材関連事業者の登録を受ける場合

～ 第二種事業者のうち「木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業」を行う事業者向け手引き ～



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

木材関連事業者の登録を受けるには



■「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成二十八年法律第四十八号) (木材関連事業者の登録)

第八条 木材関連事業者であつてその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、第十六条から第十八条までの規定により主務大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)が行う登録を受けることができる。

(登録の申請)

第九条 前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、講じようとする合法伐採木材等の利用を確保するための措置の内容について主務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

■「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」(平成二十九年五月二十三日農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令第一号)

(木材関連事業者の登録の申請)

第五条 法第八条の木材関連事業者の登録(法第十二条第一項の登録の更新を含む。第八条において単に「登録」という。)を受けようとする木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲を登録実施事務の対象とする登録実施機関に申請をしなければならない。

(申請書の記載事項等)

第六条 法第九条第一項第二号(法第十二条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別
 - 二 木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
 - 三 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
 - 四 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
 - 五 前号の木材等の一年間の重量、面積、体積又は数量の見込み
 - 六 第一種木材関連事業を行うものにあつては、当該第一種木材関連事業に係る第四号の木材等の原材料(第二条第一号に掲げる物品にあつてはその部材の原材料に限り、同条第四号に掲げる物品にあつてはその基材の原材料に限る。)となつている樹木の樹種及び当該樹木が伐採された国又は地域
- 2 第一種木材関連事業を行う者は、前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該第一種木材関連事業に係る全ての部門、事務所、工場及び事業場並びに全ての木材等の種類を記載しなければならない。

木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を踏まえて、取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切に講ずることが必要です。

① 合法性の確認

② 合法性の証明

③ 記録の保存

④ 体制の整備

⑤ 実施状況の報告

⑥ 調査への協力

■「木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成二十九年五月二十三日農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令第二号)参照

①合法性の確認

第二条 木材関連事業者は、**取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認を**、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うこととする。

一・二 第一種木材関連事業者

三 第二種木材関連事業者 第四条の規定により提供を受けた書類その他これに類する書類の内容を確認すること。

②合法性の証明(木材等を譲り渡すときに必要な措置)

第四条 木材関連事業者は、**木材等を譲り渡す場合(消費者に譲り渡す場合を除く。)**には、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書類を、当該木材等を譲り受け、又は当該木材等の販売の委託を受ける者に提供することとする。

一 第一種木材関連事業者

二 第二種木材関連事業者を行う者にあつては、第二条第三号の規定による確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨

三 法第八条の木材関連事業者の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨

③記録の保存

第五条 木材関連事業者は、**第二条各号又は第三条第一号の規定による確認に係る記録について**、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及び記録を五年間保存することとする。

一・二 第一種木材関連事業者

三 第二種木材関連事業者 第二条第三号の規定による確認に関する記録及び第四条の規定により提供を受けた書類

④体制の整備

第六条 木材関連事業者は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、**合法伐採木材等の分別管理、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うこととする。**

■「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」(平成二十九年五月二十三日農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令第一号)参照

⑤実施状況の報告

⑥確認への協力

第十五条 法第二十条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 【登録審査方法】

二 登録しようとするときは、あらかじめ、申請者と次に掲げる事項を取り決めること。

イ 申請者は、登録を受けたときは、**少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について登録実施機関に報告を行うこと。**

ロ 申請者は、登録を受けたときは、当該登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切活確実に講じていること及び第十条の規定を遵守していることについて**登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による調査に協力すること。**

対象となる「木材等」とは

■木材

- (1) 丸太
- (2) ひき板及び角材
- (3) 単板及び突き板
- (4) 合板、単板積層材及び集成材
- (5) 木質ペレット、チップ及び小片

■主務省令で定める物品

(1) 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの

(2) 木材パルプ

(3) コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレトペーパーのうち、木材パルプを使用したもの

(4) フローリングのうち、基材に木材を使用したもの

(5) 木質系セメント板

(6) サイディングボードのうち、木材を使用したもの

(7) 前各号に掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

合法性確認の方法及び合法性証明について

【第二種事業者のうち「木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業」を行う者の場合】

- 木材等を購入する先が発行する証明書類等の内容を確認すれば良く、それ以上遡って追加的に合法性の確認を行う必要はありません。
- 合法性の確認に至らなかった木材等の使用が制限されるものではありません。
- 取り扱う木材等を使用して建築または建設した住宅等を、施主に引き渡す際には、合法性の確認をした旨の証明をする必要はありません。

確認【1号】

購入先が発行する書類(6条1項3号)その他これに類する書類の内容を確認

確認

合法性確認した木材等

建築又は建設

引き渡し

住宅又は建築物の施主

未確認
追加的措置
【2号】なし

合法性確認に至らなかった木材等

証明
【3号】なし

6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることに関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項
- 三 木材関連事業者が木材等を譲り渡す時に必要な措置に関する事項

適法に伐採されたことの確認・証明

納品書

No. 1 / 1
発行日付 平成29年X月X日

〇〇建設工業様

現場名 〇〇〇〇〇 新築工事 〇〇坪

物件名称
納入期日
受取場所
取引方法

金額: ¥X,XXX,XXX-

〇〇商事株式会社

〒XXX-XXXX
〇〇県〇〇市
TEL:XXX-XXXX
FAX:XXX-XXXX

工務店等
(譲受け側):
証明を確認

SAMPLE

行	NO	品名	樹種	等級	長さ	幅	厚さ	入数	数量	材積	単価	金額	備考
1		構造材										X,XXX,XXX	合法性確認済
2		羽柄材										XXX,XXX	合法性確認済
3		合板										XXX,XXX	確認に至らず
4		建方金物										XXX,XXX	対象外

木材問屋等
(譲渡し側):
合法性確認
状況を記入

excel

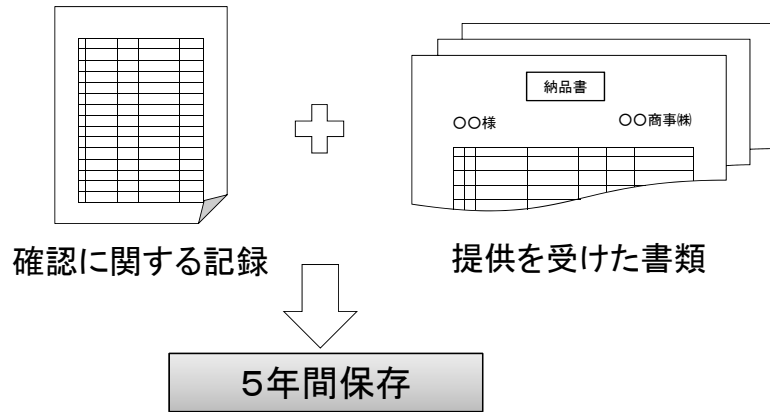
石材積	m材積	小計	消費税	合計金額
	39.7824	X,XXX,XXX	XXX,XXX	X,XXX,XXX

★(一社)日本建材・住宅設備産業協会、(一社)リビングア
メニティ協会の運用ガイドによる場合の例

製品	合法性に関する表記	登録等
木材等	合法性確認済	クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)の「木材等」に該当し、法令に基づく確認を行い、合法伐採木材等であることが確認できた製品です。 ※登録、認証又は認定を受けている場合は、それぞれの制度の名称・登録番号を記載。
	確認に至らず	クリーンウッド法の「木材等」に該当し、法令に基づく確認を行いました。が、合法伐採木材等であることが確認できなかった製品です。
木材等に該当しない 対象外の製品	対象外	クリーンウッド法の「木材等」に該当しない製品です。

※クリーンウッド法の「木材等」に該当するが、合法性に関する確認を行っていない製品については、「未確認」と記載

■記録の保存



■体制の整備

合法性の確認その他の措置を実施するために必要な責任者の設置等

■実施状況の報告

少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について登録実施機関に報告を行う

■調査への協力

登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による調査に協力する

登録木材関連事業者の名称使用

家を新築するなら

・新築工事
・リフォーム工事

株式会社 〇〇工務店
TEL:XX-XXXX-XXXX

お気軽にご相談下さい

クリーンウッド法の登録取得
(第二種登録木材関連事業者)

+

家を新築するなら

・新築工事
・リフォーム工事

株式会社 〇〇工務店
代表取締役 〇〇 〇〇

クリーンウッド法に基づく
第二種登録木材関連事業者

〇〇県〇〇市〇〇〇〇-X
TEL:XX-XXXX-XXXX

**名称使用の
例(イメージ)**

■「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成二十八年法律第四十八号) (名称の使用等)

第十三条 第八条の木材関連事業者の登録を受けた者(以下「登録木材関連事業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、当該登録に係る合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲において、登録木材関連事業者という名称を用いることができる。

- 2 登録木材関連事業者は、前項に定める場合を除き、登録木材関連事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
- 3 登録木材関連事業者以外の者は、登録木材関連事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

■「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」(平成二十九年五月二十三日農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令第一号)

(名称の使用)

第十条 法第十三条第一項の規定により登録木材関連事業者が用いることができる名称は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

- 一 第一種木材関連事業を行う者 第一種登録木材関連事業者
 - 二 第二種木材関連事業を行う者 第二種登録木材関連事業者
- 2 前項第二号に定める名称を用いる登録木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲について誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

資料 2 - 3

登録木材関連事業者の登録申請書および年度報告書記載例

- (1) 木造軸組住宅を建設する工務店等の場合
- (2) 2×4 住宅を建設する事業者の場合
- (3) 建設業者の場合

(1) 木造軸組住宅を建設する工務店等の場合

(別記様式1)

登録実施機関名称 代表者 殿
 番号
 平成29年11月〇日

登録申請者

(法第9条第1項第1号)
 (所在地) 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号
 (氏名又は名称) 株式会社 〇〇工務店
 (代表者) 代表取締役社長 〇〇〇〇

登 録 申 請 書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたので、同法第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請書の記載事項（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「施行規則」という。）第6条）

(法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第1号)

(1) 第一種木材関連事業者又は第二種木材関連事業者の別

- ① 第一種木材関連事業者
- ② 第二種木材関連事業者

・第一種木材関連事業者(丸太の加工・販売、木材の輸入等)以外の事業(施行規則第1条参照。)を行う者は、第二種木材関連事業者となります。

※該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付すこと

(2) 製造、加工、輸入、輸出、販売又はバイオマス発電の事業の別

(法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第2号)

- ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
- ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
- ③ 木質バイオマスをを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

※該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付すこと

(3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
 (法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第3号)

② 第二種木材関連事業者の場合

ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名

イ 所在地
 (例) 別表1^{**1}に記載

ウ 事業内容
 (例) 別表1^{**1}に記載

・ア～ウについては、申請書本文部分には、「別表1に記載」と記入し、「別表1」に必要項目を記載してください。

・事業内容については、主な実施事業を記載してください。
 ・「木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業」として登録される場合は、その「建築物その他の工作物の建築」を事業として実施していることが読み取れる記載としてください。
 ・登録する「部門等の名称」、「所在地」が複数ある場合は、列記してください。

※1 別表1の記載例

部門、事務所、工場又は事業場の名称	所在地	事業内容
(例) 〇〇工務店	(例) 東京都〇〇区 〇〇〇丁目〇番〇号	(例) 住宅の建築等

(4) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類（施行規則第6条第1項第4号）

② 第二種木材関連事業者の場合

(例) 別表3^{**2}に記載

(5) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み（施行規則第6条第1項第5号）

(例) 別表3^{**2}に記載

※2 別表3の記載例

<例1> プレカット材をまとめて納入する工務店が登録する場合

木材等の種類	取扱見込み量
木材	
構造材	1000㎡ (1棟20㎡×50棟分)
羽柄材	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
構造用合板	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
計	2000㎡
物品	
フローリング	2250㎡ (1棟45㎡×50棟分)
サイディングボード	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
計	2750㎡

<例2> 木材を購入して加工する工務店が登録する場合

木材等の種類	取扱見込み量
木材	
製材	1000㎡ (1棟20㎡×50棟分)
集成材	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
合板	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
計	2000㎡
物品	
フローリング	2250㎡ (1棟45㎡×50棟分)
サイディングボード	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
計	2750㎡

<例3> 木材を購入して加工する工務店が樹種等で登録する場合

木材等の種類	取扱見込み量
木材	
スギ	1000㎡ (1棟20㎡×50棟分)
ヒノキ	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
レッドウッド	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
ホワイトウッド	1000㎡ (1棟20㎡×50棟分)
計	2000㎡
物品	
フローリング	2250㎡ (1棟45㎡×50棟分)
サイディングボード	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
計	2750㎡

(「木材等の種類」について)

・申請書本文部分には、「別表3に記載」と記入し、「別表3」に必要項目を記載してください。

・木材には、「丸太」「ひき板及び角材」「単板及び突き板」「合板、単板積層材及び集成材」「木質ペレット、チップ及び小片」が該当します。(基本方針 二 1)

・物品には、「(1)椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパー・ティン、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びびッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの」「(2)木材ハルブ」「(3)コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びびトレットペーパーのうち、木材ハルブを使用したもの」「(4)フローリングのうち、基材に木材を使用したもの」「(5)木質系セメント板」「(6)サイディングボードのうち、木材を使用したもの」以上、(1)から(6)までに掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものが該当します(施行規則第2条)。

・取扱う木材及び物品のうち合法伐採木材等の利用を確保する措置を講ずる「木材等の種類」を記載して下さい。

・実際に使っている納品書等の中での区分にあわせて、木材等の種類を記載することが考えられます。

・記載例以外の「木材等の種類」の分類方法、記載事項の追記を妨げるものではありません。

・自己消費する木材等は、法の対象外となりますので、登録しないで下さい。

・木材の種類について、構造材及び羽柄材は、主に下記部位に使用する木材を示します。

【構造材】

柱類(管柱、通し柱等)、土台、梁・桁類、大引き、母屋、垂木(たるき)等

【羽柄材】

間柱、筋交い(すじかい)、根太(ねだ)、床束、胴縁、貫等

・取扱う木材等のうち合法伐採木材等の利用を確保する措置を講ずる木材等の種類については、樹種等により、限定をして登録をすることができます。

(「取扱見込み量」について)

・申請書本文部分には、「別表3に記載」と記入し、「別表3」に必要項目を記載してください。

・「取扱見込み量」は、あくまで参考値として記載いただくものです。過年度の同種事業における木材等の使用量を考慮して試算して下さい。事業の結果が実施取扱見込み量どおりでなくても支障ありません。

・「取扱見込み量」の積算について、「1棟あたり〇㎡で〇棟分」などを記載してください。

・木材の「取扱見込み量」の単位については、原則「㎡」で記入してください。「㎡」での記載が困難な場合は、重量、面積、数量の単位(kg、㎡、本 等)による記載を制限するものではありません。

・物品の「取扱見込み量」については、物品の種類に応じて適切な単位を用いて記載をしてください。

2 添付書類

- (1) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法
(施行規則第7条第1項第1号)
- ① 確認に関する事項（木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号。以下「判断基準省令」という。）第2条）

(例) 木材等を譲り受けた際に受け取る納品書、請求書に記載されている「合法確認された木材等である」旨の証明にかかる記載、あるいは、譲り受けた木材等の型番について、カタログ、ホームページに「合法確認された木材等である」旨の証明にかかる記載がある場合は、当該カタログ、ホームページの証明にかかる記載と、納品書または請求書に記載されている型番を照合することにより確認する。

③ 記録の管理に関する事項（判断基準省令第5条）

(例) 合法性の確認のために入手した、伐採の合法性を示す書類等の確認の記録を台帳に整理し、5年間保管する。

- (2) 体制の整備に関する事項
(施行規則第7条第1項第2号、判断基準省令第6条)

② 責任者の設置

(例) (部署) ○○部 (役職) ○○部長 (氏名) ○○○○
(例) (役職) 代表取締役社長 (氏名) ○○○○

- ③ その他の必要な体制整備（事業者の合法伐採木材等への取組方針の設定）
(例) 別添取組方針を参照

・以下に示す※3を参考に、取組方針を定めて下さい。

(3) その他必要な書類（施行規則第7条第2項）

- ① 個人にあつては、住民票の写し
② 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の名簿

・登記事項証明書は、3ヶ月以内に取得したものとしてください。
・役員の名簿については、登記事項証明書の役員欄に記載のある方全員分添付してください。

- ③ 申請者が法第11条第1項第2号から第4号までに該当しないことを証する書類
(例) 別添誓約書を参照

・以下に示す※4を参考に、誓約書を定めて下さい。

※3 取組方針案

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく取組方針

〇〇工務店
平成〇年〇月〇日

〇〇工務店は、平成〇年〇月に施行された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下、「法」という。）第5条及び第6条に基づき、自らが取り扱う木材等（法第2条第1項に規定する木材等をいう。）の原材料となっている樹木が日本又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）を適切かつ確実に講ずるよう努める。

※4 誓約書案

誓約書

平成〇年〇月〇日

〇〇協会（登録実施機関名称）
〇〇会長 殿

登録申請者：〇〇
所在地：〇〇
氏名又は代表者名：〇〇
連絡先（TEL, FAX）：〇〇
責任者：代表取締役社長 〇〇

印

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号以下、「法」という。）第8条の規定に基づく木材関連事業者の登録を申請するにあたり、法第11条第1項第2号から第4号の欠格事項に該当しないことを誓約いたします。

(別記様式第2)
年度報告書

・報告期間：平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日

登録番号	
所在地	東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
氏名又は名称	〇〇工務店
代表者	代表取締役社長 〇〇〇〇

【第二種木材関連事業】

②木材を利用した建築、建設を行う事業

a. 木材

<例1> プレカット材をまとめて納入する工務店が登録した場合

NO.	木材の種類	使用量	
		完成工事の履歴 で来た量	完成工事の履歴 で来た量
1	構造材 (うち〇〇)	1000 m ³	0 m ³
2	構造材 (うち〇〇以外)	2000 m ³	2000 m ³
3	羽柄材	500 m ³	400 m ³
4	構造用合板	500 m ³	300 m ³
	計	4000 m ³	2700 m ³

<例2> 木材を購入して加工する工務店が登録した場合

NO.	木材の種類	使用量	
		完成工事の履歴 で来た量	完成工事の履歴 で来た量
1	製材	1000 m ³	800 m ³
2	集成材	2000 m ³	1600 m ³
3	合板	500 m ³	400 m ³
	計	3500 m ³	2800 m ³

<例3> 木材を購入して加工する工務店が樹種等で登録した場合

NO.	木材の種類	使用量	
		完成工事の履歴 で来た量	完成工事の履歴 で来た量
1	スギ	1000 m ³	1000 m ³
2	ヒノキ	2000 m ³	2000 m ³
3	レッドウッド	500 m ³	400 m ³
4	ホワイトウッド	1000 m ³	800 m ³
	計	4500 m ³	4200 m ³

・基本的には、登録申請書の木材の種類で記載をしてください。

・実際に使っている納品書の中で、ある樹種や部位の木材について合法性の確認ができない場合には、当該樹種や当該部位を分けて木材の種類を記載することが考えられます。

・使用量については、原則「m³」で記入してください。「m²」での記載が困難な場合は、他の単位による記載を制限するものではありません。

・木材の種類について、構造材及び羽柄材は、主に下記部位に使用する木材を示します。

【構造材】

柱類(管柱、通し柱等)、土台、梁・桁類、大引き、母屋、垂木(たるき)等

【羽柄材】

間柱、筋交い(すじかい)、根太(ねだ)、床束、胴縁、貫等

b 物品

NO.	物品	使用量	
		うち今年度の 履歴ができた	〇〇 m ²
1	フローリング	〇〇 m ²	〇〇 m ²
2	サイディングボード	〇〇 m ²	〇〇 m ²

記録の保存、組織体制の状況について記載

・記録の保存について

(例) 本報告期間における登録事業について、合法性の確認のために入手した伐採の合法性を示す書類等の確認の記録を台帳に整理し、保管した。

・組織体制の状況について

(例) 登録申請時の組織体制を維持し、行動規範に基づいて適切に取り組んだ。

・今後の取組方針

・今後の取組方針について

(例) 取組方針に基づいて、引き続き、適切に取り組む。

(2) 2×4住宅を建設する事業者の場合

(別記様式1)

登録実施機関名称 代表者 殿
番 号
平成29年11月〇日

登録申請者

(法第9条第1項第1号)

登録申請者

(所在地) 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号
(氏名又は名称) 株式会社 〇〇〇〇
(代表者) 代表取締役社長 〇〇〇〇

登 録 申 請 書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたので、同法第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請書の記載事項（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「施行規則」という。）第6条）

(1) 第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別

① 第一種木材関連事業

② 第二種木材関連事業
・第一種木材関連事業（丸太の加工・販売、木材の輸入等）以外の事業（施行規則第1条参照）を行う者は、第二種木材関連事業者となります。

※該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付すこと

(2) 製造、加工、輸入、輸出、販売又はバイオマス発電の事業の別
(法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第2号)

① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業

② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

③ 木質バイオマスをを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

※該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付すこと

(3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
(法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第3号)

② 第二種木材関連事業の場合

ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名

イ 所在地
(例) 別表1^{**1}に記載

ウ 事業内容
(例) 別表1^{**1}に記載

エ 事業内容
(例) 別表1^{**1}に記載

・ア～ウについては、申請書本文部分には、「別表1に記載」と記入し、「別表1」に必要項目を記載してください。
・事業内容については、主な実施事業を記載してください。
・木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業として登録される場合は、その「建築物その他の工作物の建築」を事業として実施していることが読み取れる記載としてください。
・登録する「部門等の名称」、「所在地」が複数ある場合は、列記してください。

※1 別表1の記載例

部門、事務所、工場又は事業場の名称	所在地	事業内容
(例) 〇〇〇〇	(例) 東京都〇〇区 〇〇〇丁目〇番〇号	(例) 住宅の建築等

(4) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類（施行規則第6条第1項第4号）

② 第二種木材関連事業の場合

(例) 別表3^{**2}に記載

(5) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み（施行規則第6条第1項第5号）

(例) 別表3^{**2}に記載

※2 別表3の記載例

<例1>木材をまとめて登録する場合

木材等の種類	取扱見込み量
木材	1000㎡ (1棟20㎡×50棟分)
構造材	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
計	1500㎡
物品	2250㎡ (1棟45㎡×50棟分)
サイディングボード	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
計	2750㎡

<例2>木材を樹種で分けて登録する場合

木材等の種類	取扱見込み量
木材	1000㎡ (1棟20㎡×50棟分)
SPF	400㎡ (1棟10㎡×40棟分)
ダグラスファー	600㎡ (1棟20㎡×30棟分)
ヘムファー	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
スギ	2500㎡
計	2250㎡ (1棟45㎡×50棟分)
物品	500㎡ (1棟10㎡×50棟分)
サイディングボード	2750㎡
計	2750㎡

【「木材等の種類」について】

- ・申請書本文部分には、「別表3に記載」と記入し、「別表3」に必要項目を記載してください。
- ・木材には、「丸太」「ひき板及び角材」「単板及び突き板」「合板、単板積層材及び集成材」「木質ペレット、チップ及び小片」が該当します。(基本方針 二 1)
- ・物品には、「(1)椅子、机、棚、収納用じゅうろ器、ローパーティジョン、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、部材に主として木材を使用したもの」「(2)木材パルプ」「(3)コピー用紙、ファーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの」「(4)フローリングのうち、基材に木材を使用したもの」「(5)木質系セメント板」「(6)サイディングボードのうち、木材を使用したもの」以上、(1)から(6)までに掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものが該当します(施行規則第2条)。
- ・取扱う木材及び物品のうち合法伐採木材等の利用を確保する措置を講ずる「木材等の種類」を記載して下さい。
- ・実際に使っている納品書等の中での区分にあわせて、木材等の種類を記載することが考えられます。
- ・記載例以外の「木材等の種類」の分類方法、記載事項の追記を妨げるものではありません。
- ・自己消費する木材等は、法の対象外となりますので、登録しないで下さい。
- ・木材の種類について、構造材は、主に下記部位に使用する木材を示します。
【構造材】
床(土台、床根太、端根太、等)、壁(たて枠、筋かい、上下枠、頭つなぎ、まぐさ、等)、小屋組(天井根太、たる木、むな木、天井梁、屋根梁 等) 等
- ・取扱う木材等のうち合法伐採木材等の利用を確保する措置を講ずる木材等の種類については、樹種等により、限定して登録をすることができます。

【「取扱見込み量」について】

- ・申請書本文部分には、「別表3に記載」と記入し、「別表3」に必要項目を記載してください。
- ・「取扱見込み量」は、あくまで参考値として記載いただくものです。過年度の同種事業における木材等の使用量を考慮して試算して下さい。事業の結果が実施取扱い見込み量どおりでなくても支障ありません。
- ・「取扱見込み量」の積算について、「1棟あたり〇㎡で〇棟分」などを記載してください。
- ・木材の「取扱見込み量」の単位については、原則「㎡」で記入してください。「㎡」での記載が困難な場合は、重量、面積、数量の単位(kg、㎡、本 等)による記載を制限するものではありません。
- ・物品の「取扱見込み量」については、物品の種類に応じて適切な単位を用いて記載をしてください。

2 添付書類

(1) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法

(施行規則第7条第1項第1号)

- ① 確認に関する事項 (木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 (平成 29 年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号。以下「判断基準省令」という。) 第2条)

(例) 木材等を譲り受けた際に受け取る納品書、請求書に記載されている「合法確認された木材等である」旨の証明にかかると記載、あるいは、譲り受けた木材等の型番について、カタログ、ホームページに「合法確認された木材等である」旨の証明にかかると記載がある場合は、当該カタログ、ホームページの証明にかかると記載と、納品書または請求書に記載されている型番を照合することにより確認する。

- ③ 記録の管理に関する事項 (判断基準省令第5条)

(例) 合法性の確認のために入手した、伐採の合法性を示す書類等の確認の記録を台帳に整理し、5年間保管する。

※3 取組方針案

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく取組方針

〇〇工務店
平成〇年〇月〇日

〇〇工務店は、平成〇年〇月に施行された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下、「法」という。）第5条及び第6条に基づき、自らが取り扱う木材等（法第2条第1項に規定する木材等をいう。）の原材料となっている樹木が日本又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）を適切かつ確実に講ずるよう努める。

(2) 体制の整備に関する事項
(施行規則第7条第1項第2号、判断基準省令第6条)

② 責任者の設置

(例) (部署) 〇〇部 (役職) 〇〇部長 (氏名) 〇〇〇〇
(例) (役職) 代表取締役社長 (氏名) 〇〇〇〇

③ その他の必要な体制整備 (事業者の合法伐採木材等への取組方針の設定)
(例) 別添取組方針を参照

・以下に示す※3を参考に、取組方針を定めて下さい。

(3) その必要な書類 (施行規則第7条第2項)

- ① 個人にあつては、住民票の写し
- ② 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の名簿

・登記事項証明書は、3ヶ月以内に取得したものとしてください。
・役員の名簿については、登記事項証明書の役員欄に記載のある方全員分添付してください。

③ 申請者が法第11条第1項第2号から第4号までに該当しないことを証する書類
(例) 別添誓約書を参照

・以下に示す※4を参考に、誓約書を定めて下さい。

※4 誓約書案

誓約書

平成〇年〇月〇日

〇〇協会（登録実施機関名称）
 〇〇会長 殿

登録申請者：〇〇
 所在地：〇〇
 氏名又は代表者名：〇〇
 連絡先（TEL, FAX）：〇〇
 責任者：代表取締役社長 〇〇



「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号 以下、「法」という。）第 8 条の規定に基づき木材関連事業者の登録を申請するにあたり、法第 11 条第 1 項第 2 号から第 4 号の欠格事項に該当しないことを誓約いたします。

(別記様式第 2)
 年度報告書

・報告期間：平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日

登録番号	
所在地	東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
氏名又は名称	〇〇工務店
代表者	代表取締役社長 〇〇〇〇

【第二種木材関連事業】

②木材を利用した建築、建設を行う事業

a. 木材

<例1> 木材をまとめて登録した場合

NO.	木材の種類	使用量	
		17号添付書の確認 で算した量	17号添付書の確認 で算した量
1	構造材（うち〇〇）	1000 m ³	0 m ³
2	構造材（うち〇〇以外）	2000 m ³	1500 m ³
3	構造用合板	1000 m ²	800 m ²
	計	4000 m ³	2300 m ³

<例2> 木材を樹種等で分けて登録した場合

NO.	木材の種類	使用量	
		17号添付書の確認 で算した量	17号添付書の確認 で算した量
1	SPF	1500 m ³	1000 m ³
2	ダグラスファー	600 m ³	400 m ³
3	ヘムファー	1000 m ³	800 m ³
4	スギ	600 m ³	400 m ³
	計	3700 m ³	2600 m ³

・基本的には、登録申請書の木材の種類で記載してください。
 ・実際に使っている納品書の中で、ある樹種や部位の木材について合法性の確認ができない場合には、当該樹種や当該部位を分けて木材の種類を記載することが考えられます。
 ・使用量については、原則「m³」で記入してください。「m²」での記載が困難な場合は、他の単位による記載を制限するものではありません。
 ・木材の種類について、構造材は、主に下記部位に使用する木材を示します。

【構造材】

床(土台、床根太、端根太、等)、壁(たて枠、筋かい、上下枠、頭つなぎ、まぐさ、等)、小屋組(天井根太、たる木、むな木、天井梁、屋根梁 等)

b 物品

NO.	物品	使用量	5年以内の 確認ができた
1	フローリング	〇〇㎡	〇〇㎡
2	サイディングボード	〇〇㎡	〇〇㎡

記録の保存、組織体制の状況について記載

- 記録の保存について
 (例) 本報告期間における登録事業について、合法性の確認のために入手した伐採の合法性を示す書類等の確認の記録を台帳に整理し、保管した。
- 組織体制の状況について
 (例) 登録申請時の組織体制を維持し、行動規範に基づいて適切に取り組んだ。

- 今後の取組
 • 今後の取組方針について
 (例) 取組方針に基づいて、引き続き、適切に取り組む。

(3) 建設業者の場合

(別記様式1)

登録実施機関名称 代表者 殿
番 号
平成29年11月〇日

登録申請者

(法第9条第1項第1号)

登録申請者

(所在地) 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号
(氏名又は名称) 株式会社 〇〇〇〇
(代表者) 代表取締役社長 〇〇〇〇

登 録 申 請 書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたので、同法第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請書の記載事項（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「施行規則」という。）第6条）

(法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第1号)

(1) 第一種木材関連事業者又は第二種木材関連事業者の別

- ① 第一種木材関連事業者
- ② 第二種木材関連事業者

※該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付すこと

(2) 製造、加工、輸入、輸出、販売、輸出、建築又はバイオマス発電の事業の別

(法第9条第1項第2号、施行規則第6条第2号)

- ① 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
- ② 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
- ③ 木質バイオマスをを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

※該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付すこと

(3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

(法第9条第1項第2号、施行規則第6条第1項第3号)

② 第二種木材関連事業者の場合

ア 部門、事務所、工場又は事業場の名称 / プロジェクト名

イ 所在地

ウ 事業内容

・ア～ウについては、申請書本文部分には、「別表1」に記載し、「別表1」に必要項目を記載してください。

※1-1 別表1の記載例（部門、事務所、工場又は事業場単位の場合）

部門、事務所、工場又は事業場の名称	所在地	事業内容
(例) 株式会社 〇〇〇〇 〇〇部門	(例) 東京都〇〇区 〇〇〇丁目〇番〇号	(例) 住宅の建築等

※1-2 別表1の記載例（プロジェクト単位の場合）

プロジェクト名称	〇〇庁舎建築工事
プロジェクト実施場所	東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
構造	木造/一部RC造
用途	官公庁
規模（建築面積・延べ床面積・階数等）	建築面積 〇〇〇〇m ² 、延べ床面積 〇〇〇〇m ²
着工日と竣工日	地上2階建て 平成〇〇年〇月着工 平成〇〇年〇月竣工（予定）
対象とする部材群・製品群	木材： 構造材、造作材 物品： フローリング

(4) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類 (施行規則第6条第1項第4号)

② 第二種木材関連事業の場合
(例) 別表3^{※2}に記載

(5) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の1年間の重量、体積、面積又は数量の見込み (施行規則第6条第1項第5号)

(例) 別表3^{※2}に記載

※2-1 別表3の記載例
(樹種、製材品種、使用部位等により限定をしない場合)

木材等の種類	取扱見込み量
木材 (例) 構造材	(例) 3,000m ³
(例) 造作材	(例) 1,000m ³
計	(例) 4,000m ³
物品 フローリング	(例) 100m ²

・申請書本文部分には、「別表3に記載」と記入し、「別表3」に必要項目を記載してください。
 ・取扱う木材等のうち合法伐採木材等の利用を確保する措置を講ずる木材等の種類を記載して下さい。
 ・実際に使っている納品書等の中での区分にあわせて、木材等の種類を記載することが考えられます。
 ・記載例以外の木材等の種類の分類方法、記載事項の追記を妨げるものではありません。

※自社が直接調達する木材・物品のみが対象となりますので、下請業者等が調達するものは登録しないでください。

・申請書本文部分には、「別表3に記載」と記入し、「別表3」に必要項目を記載してください。
 ・「取扱見込み量」は、あくまで参考値として記載いただくものです。過年度の同種事業における木材等の使用量等を考慮して試算して下さい。事業の結果が実施取扱見込み量とおりでなくとも支障ありません。
 ・木材取扱見込み量の単位については、原則「m³」で記入してください。「m²」での記載が困難な場合は、重量、面積、数量の単位(kg、m、本等)による記載を制限するものではありません。
 ・物品取扱見込み量については、物品の種類に応じて適切な単位を用いて記載をしてください。

※2-2 別表3の記載例
(樹種、製材品種、使用部位等により限定をする場合)

① 樹種により限定をする場合

木材等の種類	取扱見込み量
木材 構造材 (SPF、ペイマツ、ペイツガ、スギに限る。)	(例) 1000m ³
計	(例) 1000m ³
物品 フローリング	(例) 2250m ²

② 製材品種により限定する場合

木材等の種類	取扱見込み量
木材 構造材 (面材 (構造用合板)、軸材 (構造用製材、集成材材)に限る。)	(例) 1000m ³
計	(例) 1000m ³
物品 フローリング	(例) 2250m ²

③ 使用部位により限定する場合

木材等の種類	取扱見込み量
木材 構造材 (土台、床版 (床根太、床下張り)に限る。)	(例) 1000m ³
計	(例) 1000m ³
物品 フローリング	(例) 2250m ²

・取扱う木材等のうち合法伐採木材等の利用を確保する措置を講ずる木材等の種類については、樹種、製材品種、使用部位等により、限定をして登録をすることができます。
 ・上記により、限定する場合は、木材の種類のカテゴリに、括弧書きで限定する登録項目を記載してください。
 ・「SPFの上下枠に限る」など、上記①～③を組み合わせて限定をすることも可能です。

2 添付書類

- (1) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる方法
(施行規則第7条第1項第1号)
- ① 確認に関する事項（木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号。以下「判断基準省令」という。）第2条）
- (例) 木材等を譲り受けた際に受け取る納品書、請求書に記載されている「合法確認された木材等である」旨の証明にかかる記載、あるいは、譲り受けた木材等の型番について、カタログ、ホームページに「合法確認された木材等である」旨の証明にかかる記載がある場合は、当該カタログ、ホームページの証明にかかる記載と、納品書または請求書に記載されている型番を照合することにより確認する。
- ③ 記録の管理に関する事項（判断基準省令第5条）
- (例) 合法性の確認のために入手した、伐採の合法性を示す書類等の確認の記録を台帳に整理し、5年間保管する。

(2) 体制の整備に関する事項 (施行規則第7条第1項第2号、判断基準省令第6条)

② 責任者の設置

- (例) (部署) ○○部 (役職) ○○部長 (氏名) ○○○○
(例) ○○事業所 (役職) ○○所長 (氏名) ○○○○
(例) ○○工事 (役職) 現場代理人 (氏名) ○○○○

③ その他の必要な体制整備（事業者の合法伐採木材等への取組方針の設定） (例) 別添取組方針を参照

・以下に示す※3を参考に、取組方針を定めて下さい。

(3) その他必要な書類（施行規則第7条第2項）

- ① 個人にあつては、住民票の写し
② 法人にあつては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の名簿

・登記事項証明書は、3ヶ月以内に取得したものとしてください。
・役員の名簿については、登記事項証明書の役員欄に記載のある方全員分添付してください。

③ 申請者が法第11条第1項第2号から第4号までに該当しないことを証する書類 (例) 別添誓約書を参照

・以下に示す※4を参考に、誓約書を定めて下さい。

※3 取組方針案

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく取組方針

株式会社〇〇〇〇〇
平成〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇〇は、平成〇年〇月に施行された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下、「法」という。）第5条及び第6条に基づき、自らが取り扱う木材等（法第2条第1項に規定する木材等をいう。）の原材料となつてゐる樹木が日本又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認（合法性の確認）その他の合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずるよう努める。

※4 誓約書案

誓約書

平成〇年〇月〇日

〇〇協会（登録実施機関名称）
〇〇会長 殿

登録申請者：〇〇
所在地：〇〇
氏名又は代表者名：〇〇
連絡先（TEL, FAX）：〇〇
責任者：代表取締役社長 〇〇



「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号 以下、「法」という。）第8条の規定に基づく木材関連事業者の登録を申請するにあたり、法第11条第1項第2号から第4号の欠格事項に該当しないことを誓約いたします。

(別記様式第2)
年度報告書

・報告期間：平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日

登録番号	
所在地	東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号
氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇
代表者	代表取締役社長 〇〇〇〇

・プロジェクト単位での登録したものであって、プロジェクト期間が1年未満であるものについては、年度末ではなく、プロジェクト完了時点において報告することも可能です。(詳細については、登録時における報告時期等の取り決めにおいて調整をお願いします)

【第二種木材関連事業】

②木材を利用した建築、建設を行う事業

a. 木材

NO.	木材の種類	使用量	
		立方容積の消費 できた量	立方容積の消費 できた量
1	(例) 構造材	3,000 m ³	1,500 m ³
2	(例) 造作材	1,000 m ³	5,00 m ³

・基本的には、登録申請書の木材の種類で記載をしてください(樹種、製材品種、使用部位等)により限定をして申請している場合は、その区分で記載。
・使用量については、原則「m³」で記入してください。「m²」での記載が困難な場合は、他の単位による記載を制限するものではありません。

b. 物品

NO.	物品	使用量	
		平方メートルの消費 できた量	平方メートルの消費 できた量
1	(例) フローリング	100 m ²	100 m ²

記録の保存、組織体制の状況について記載

- ・記録の保存について
(例) 本報告期間における登録事業について、合法性の確認のために入手した伐採の合法性を示す書類等の確認の記録を台帳に整理し、保管した。
- ・組織体制の状況について
(例) 登録申請時の組織体制を維持し、行動規範に基づいて適切に取り組んだ。

・今後の取組方針

- ・今後の取組方針について
(例) 取組方針に基づいて、引き続き、適切に取り組む。

資料 3

その他

資料 3 - 1

クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な
都道府県等による認証制度一覧

クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な都道府県等による認証制度一覧
(平成 30 年 1 月 29 日時点)

都道府県名	認証名	管理団体
青森県	青森県産材認証制度	青森県産材認証推進協議会
岩手県	岩手県産材認証制度	岩手県産材認証推進協議会
栃木県	栃木県産出材証明制度	栃木県木材業協同組合連合会 栃木県森林組合連合会
群馬県	ぐんま優良木材	ぐんま優良木材品質認証センター
埼玉県	さいたま県産材認証制度	さいたま県産木材認証センター
千葉県	ちばの木認証制度	ちばの木認証センター
神奈川県	かながわ県産木材産地認証制度	かながわ森林・林材業活性化協議会
新潟県	越後杉ブランド認証制度	新潟県木材組合連合会
石川県	県産材産地及び合法木材証明制	石川県森林組合連合会、 石川県木材産業振興協会
山梨県	山梨県産材認証制度	山梨県産材認証センター
岐阜県	岐阜県証明材推進制度	岐阜県
三重県	「三重の木」認証制度	「三重の木」利用推進協議会 (事務局：三重県木材協同組合連合会)
滋賀県	びわ湖材産地証明制度	県産木材活用推進協議会
兵庫県	兵庫県産木材証明制度 ひょうご県産木材認証制度	兵庫県木材業協同組合連合会
奈良県	奈良県産材証明制度	奈良県地域材認証センター
和歌山県	紀州材認証システム	和歌山県
鳥取県	鳥取県産材産地証明制度	鳥取県産材活用協議会
島根県	しまねの木認証制度	しまねの木認証センター (一般社団法人島根県木材協会)
山口県	優良県産木材認証制度	やまぐち県産木材認証センター
徳島県	徳島県木材認証制度	徳島県木材認証機構
香川県	香川県産木材認証制度	香川県産木材認証制度運営協議会

資料 3 - 2

登録実施機関一覧表

登録実施機関一覧表(平成29年10月17日登録)

登録番号	登録実施機関の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	登録実施事務を行う事務所の所在地		登録実施事務の対象	
				対象事業①	対象事業②		
第001号	公益財団法人 日本合板検査会 http://www.jpica-net/index.shtml	理事長 和之 淵上	東京都港区 西新橋3-13-3	①本部:東京都港区西新橋3-13-3 ②北海道検査所:北海道札幌市白石区中央三条3-6-25 ③東北検査所:岩手県盛岡市みたけ1-5-49 ④東京検査所:埼玉県草加市谷塚2-11-33 ⑤名古屋検査所:愛知県名古屋市中村区烏森町6-117 ⑥大阪検査所:大阪府大阪市住之江区平林北2-2-8 ⑦中国検査所:鳥根県松江市学園1-9-8 ⑧九州検査所:福岡県北九州市門司区西海岸3-1-38	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	
第002号	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター http://www.howtec.or.jp	理事長 古久保 英嗣	東京都江東区 新砂3-4-2	東京都江東区新砂3-4-2	第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業(②に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業	
第003号	一般財団法人 日本ガス機器検査協会 http://www.ija-page.or.jp/environment/	理事長 鈴木 善統	東京都港区 赤坂1-4-10	東京都港区赤坂1-4-10	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	
第004号	一般社団法人 日本森林技術協会 http://www.jafta.or.jp	理事長 福田 隆政	東京都千代田区 六番町7	東京都千代田区六番町7	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスを用いた発電事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。)	
第005号	一般財団法人 建材試験センター http://www.itccm.or.jp	理事長 福水 健文	東京都中央区 日本橋堀留町2-8-4	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種木材関連事業 第二種木材関連事業	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業	

※登録実施機関の情報については、「クレーンウッドナビ」で公開しております。

<http://www.rinva.maff.go.jp/iryou/goho/kikan.html>

資料 3 - 3

クリーンウッド・ナビ

(林野庁ホームページ内)



注目情報

- ・ オーストラリア、中国の本文を更新しました。
- ・ [木材関連事業者の登録一覧（平成30年5月18日時点）](#) を掲載しました



クリーンウッド・ナビ

- ▶ [本サイトの目的等](#)
- ▶ [クリーンウッド法の概要](#)
- ▶ [国別情報](#)
- ▶ [その他の情報](#)
- ▶ [登録実施機関](#)
- ▶ [English Page](#)

クリーンウッド法の制度に関すること

- ・ 林野庁林政部 合法伐採木材利用推進班
- ・ 代表：03-3502-8111（内線6038）
- ・ ダイヤルイン：03-6744-2496
- ・ FAX番号：03-3502-0305

クリーンウッド・ナビの掲載情報に関すること

- ・ クリーンウッド・ナビ問合せ窓口
- ・ ダイヤルイン：03-3501-1169
- ・ F A X 番号：03-3501-1170
- ・ e-mail：cwinfo@ringyou.or.jp

公式SNS



[イベント情報](#)

[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）
法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて](#)・[著作権](#) [免責事項](#)

資料 3－4

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

(平成 18 年 2 月 林野庁作成)

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

平成18年2月
林野庁

1. 趣旨

違法伐採は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって極めて重要な課題であり、我が国としては、これまで「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づいて取り組んできた。具体的には、違法伐採対策として、二国間、地域間及び多国間での協力推進、違法伐採木材の識別のための技術開発、民間部門における取組の支援等を実施してきたところである。

また、平成17年7月に英国で開催されたG8グリーンイーグルズ・サミットの結果、政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むことに合意したG8環境・開発大臣会合の結論が承認され、我が国としては「日本政府の気候変動イニシアティブ」において違法伐採対策に取り組むことを表明したところである。

このような中、政府は、合法性、持続可能性の確認方法を整理し、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針を改定することにより、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品を国及び独立行政法人等による調達の対象として推進を図ることとなった。

このガイドラインは、これらの状況を踏まえ、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたものである。

2. 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 合法性

伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされたものであること。

(2) 持続可能性

持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

(3) 森林認証制度

独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み。

(4) C o C (Chain of Custody) 認証制度

森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林から生産されるものと混じらないように適切な分別管理を行っていることについて、第三者機関が木材・木材製品を取り扱う事業者を評価・認証する仕組み。

(5) 分別管理

合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品が、これが証明されていないものと混じらないように管理すること。

3. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明については、以下の方法が考えられる。

(1) 森林認証制度及びC o C 認証制度を活用した証明方法

① 概要

森林認証制度及びC o C 認証制度は、持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価・認証し、そこから生産された木材・木材製品を分別管理することにより、消費者が選択的にこれらを購入できるようにする制度であり、これを活用する。[\(参考1\)](#)

② 留意事項

合法性、持続可能性については、森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品がC o C 認証と連結し、認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって証明されることが必要である。

(2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法

① 概要

森林・林業・木材産業関係団体は、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給するための自主的行動規範を作成する。

自主的行動規範においては、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員についてその取組が適切である旨の認定等（例えば、分別管理体制、文書管理体制の審査・認定等）を行う仕組み、木材・木材製品を供給するに当たって留意すべき事項等を定め公表する。

具体的には、認定事業者が直近の納入先の関係事業者に対して、その納入する木材・木材製品が合法性、持続可能性を証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを証明する書類（証明書）を交付することとし、それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返して合法性、持続可能性の証明の連鎖を形成することにより証明を行う。[\(参考2\)](#)

② 留意事項

ア 基本的な留意事項

各段階における合法性、持続可能性の証明書には、対象木材・木材製品の品目、数量等の基礎的な情報に加えて、関係団体の自主的行動規範に基づき認定を受けた際に付与された番号（認定番号）を記載する必要がある。

イ 伐採段階の留意事項

伐採段階においては、アの基本的な留意事項に加えて、原木の伐採箇所を記載するとともに、合法性、持続可能性の証明を次のように行う必要がある。

(ア) 合法性については、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた旨を証明書に記載すること。

(イ) 持続可能性については、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである旨を証明書に記載すること。

ウ 加工・流通段階の留意事項

加工・流通段階においては、アの基本的な留意事項に加えて、納入する製品は合法性、持続可能性の証明がなされたもの又はその証明がなされた材料を使用して製造されたものである旨を証明書に記載する必要がある。

エ 納入段階の留意事項

納入段階においては、調達者等の要求により、アの基本的な留意事項に加えて、納入する木材・木材製品は、合法性、持続可能性の

証明がなされたものである旨を証明書に記載する必要がある。

オ その他の留意事項

(ア) 合法性、持続可能性の証明は、証明書に必要な事項を記載して行うものとする。ただし、証明に必要な事項を納品書等に記載することで証明書に代えることができる。

(イ) 証明書の記載事項の一部と同様の事項が記載されている既存の書類（納品書等）の写しを添付することにより、証明書における同事項の記載を省略することができる。

(3) 個別企業等の独自の取組による証明方法

① 概要

規模の大きな企業等が上記（1）又は（2）の方法によらず、独自の取組によって森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握した上で証明を行う。[\(参考3\)](#)

② 留意事項

合法性、持続可能性については、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む必要がある。

4. 証明書の保管等

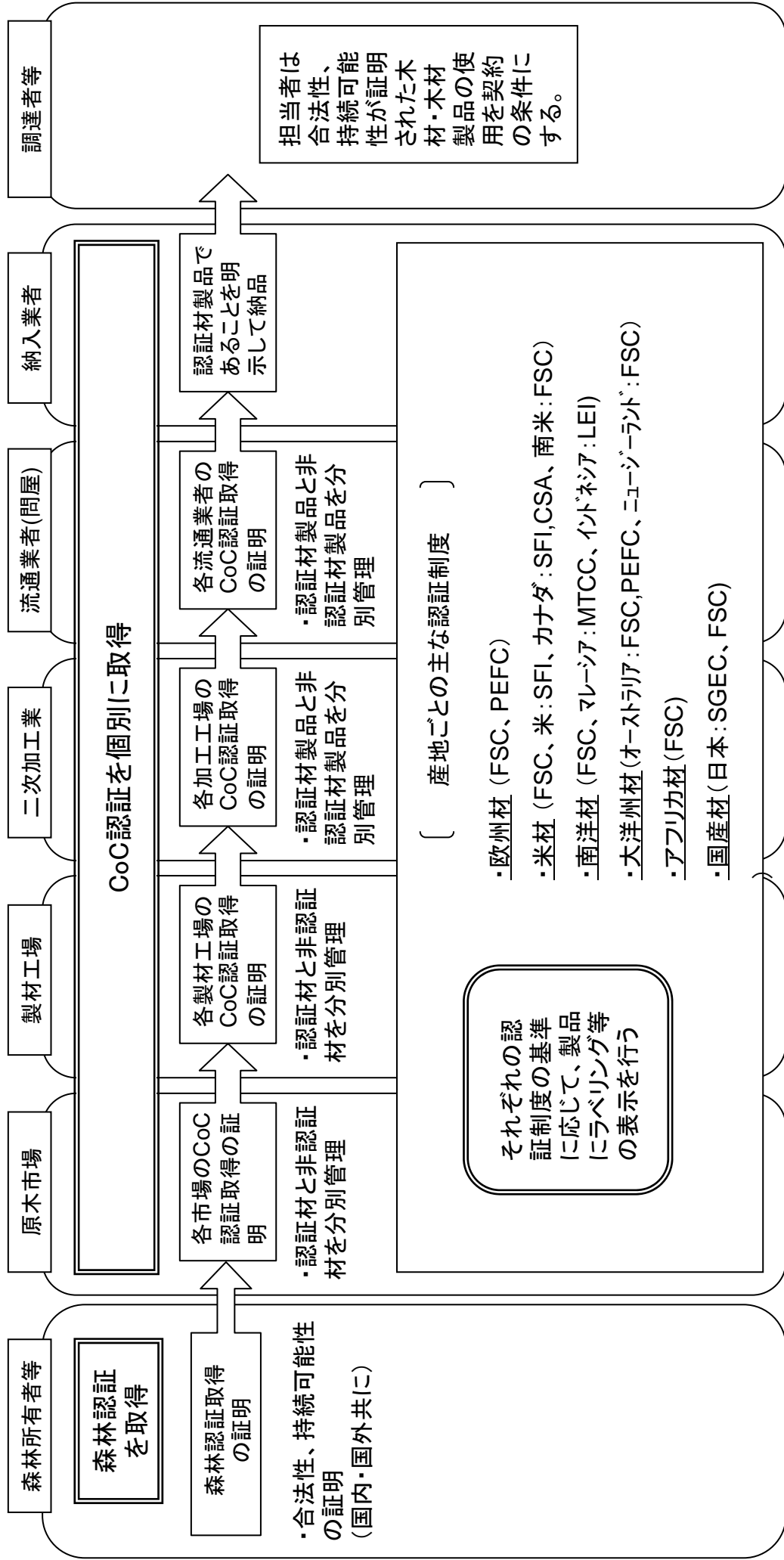
事業者は、証明書を一定期間保管することとし、その証明の根拠を求められた場合は関係書類等を提示できるようにしておく必要がある。

5. 取組状況の検証と見直し

本ガイドラインについては、森林・林業・木材産業関係団体、学識経験者、環境NGO等で構成される協議会を設け、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づく国等の調達に対応した木材・木材製品分野における関係者の取組状況を検証し、必要に応じて適切な見直しを行う。

参考1

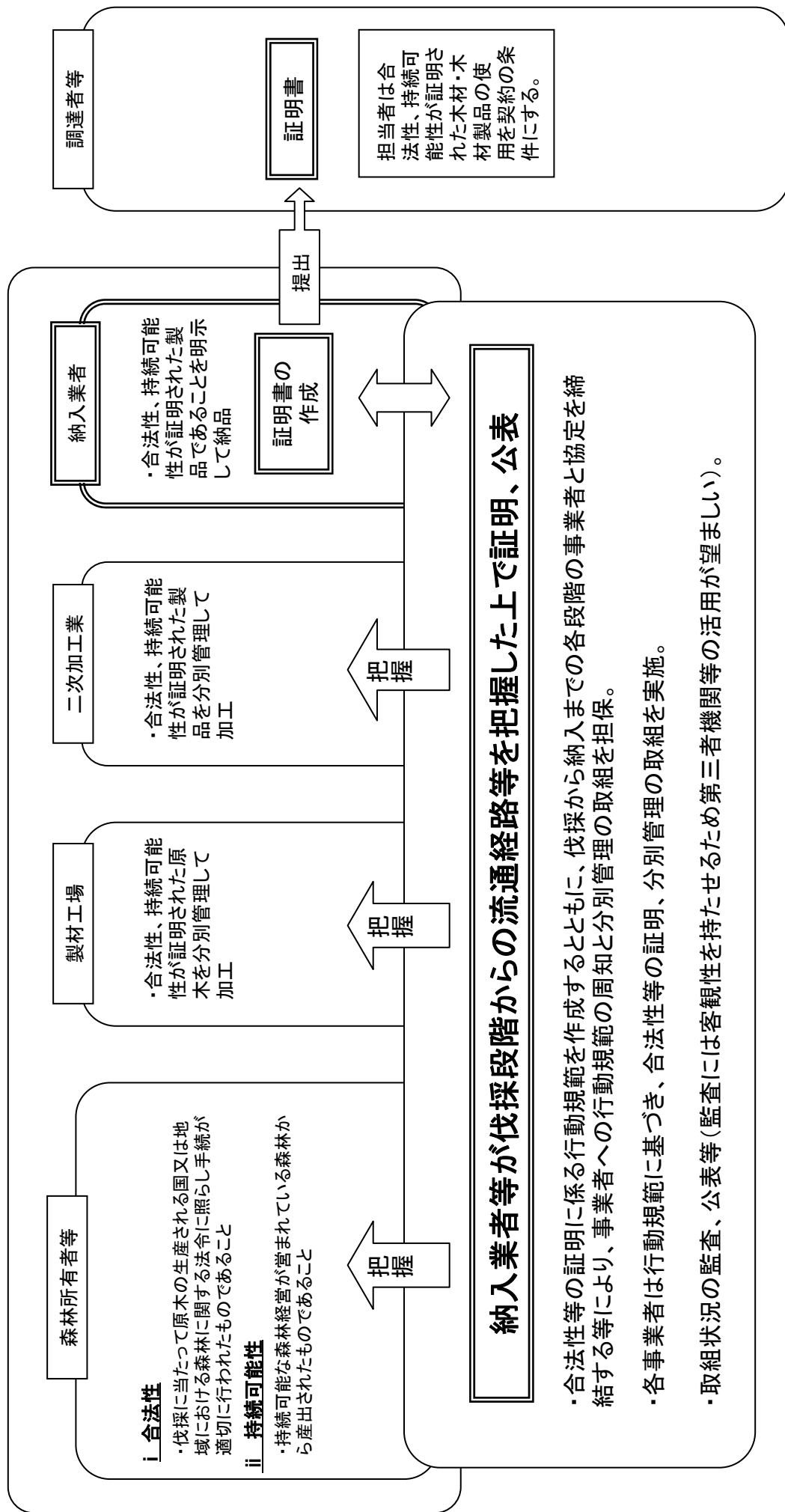
森林認証及びCoC認証を活用した証明方法のイメージ図



参考3

個別企業等の独自の取組による証明方法のイメージ図

(個別企業等の独自の取組については多様なものが想定され、本イメージ図はその一例)



※輸入材の場合は上記のフロー図に輸出入業者等が介在する。

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

〒136-0075 東京都江東区新砂 3-4-2

TEL 03-5653-7662 FAX 03-5653-7582